

千代田区スポーツ振興基本計画の素案について

1 計画策定の趣旨

現行計画の期間終了を受け、これまでの取組の進捗を踏まえるとともに、スポーツを取り巻く環境の変化や課題に対応するため、本区のスポーツ施策の方針を示す次期計画を策定する。

2 検討経過及び今後のスケジュール

令和6年 12月	区民アンケート	対象:18歳以上の区民 2,000人、回答率42.1%
令和7年 1~3月	団体ヒアリング	対象:区内 37 スポーツ団体
令和7年 6月 23日	第1回策定委員会	(1) 策定趣旨、スケジュール (2) 現行計画の進捗状況 等
令和7年 9月8日	第2回策定委員会	(1) 現状と課題 (2) 基本理念と基本目標 等
令和7年 10月5日	アイディアボード	対象:子ども 300名
令和7年 11月 17日	第3回策定委員会	(1) 前回委員会の意見と対応案 (2) 計画素案 等
令和8年 1月5日~19日	パブリックコメント	
令和8年 3月	改定計画策定	

3 主な内容

(1) 「スポーツ」の考え方について

現行計画の定義を継承し、スポーツの範囲はルールに基づいて勝敗や記録を競うものから、日常生活の中の身体を動かす行為まで幅広く捉えて、地域のスポーツ振興のための施策を展開する。

(2) 基本理念について

「スポーツで輝き、つながる人と未来 希望の都心 ちよだ」

誰もが自分らしい関わり方でスポーツを楽しむことで人生が輝き、地域に根付いたスポーツ活動を本区のスポーツ・レガシーとして次世代へ継承する。これにより地域に新たな交流が生まれ、スポーツを通じたまちづくりを実現する。

(3) 基本目標について

現行計画の「誰もが気軽にスポーツをする」という考え方を引き継ぎつつ、スポーツの楽しみ方を「スポーツをする」だけでなく多様な関わり方へ広げることで、「スポーツを知る（魅力を伝える）」「スポーツをみる（応援する）」「スポーツをする」「スポーツを支える」「スポーツを楽しむための質の高い環境をつくる」の5つの基本目標を定める。

千代田区スポーツ振興基本計画(素案)の施策体系・成果目標

教 育 委 員 会 資 料
令 和 7 年 1 2 月 2 3 日
地 域 振 興 部 生 涯 学 習・ス ポ ーツ 課

■施策体系

■成果目標(目標毎に設定)							
基本理念	基本目標	施策	取組名	5年後の姿	成果目標	基準	目標
スポーツで輝き、つながる人と未来希望の都心 ちよだ	1 スポーツを知る (魅力を伝える)	1.1 スポーツの魅力・情報の発信	① スポーツの大会、講習会等に関するガイドブックの発行 ② スポーツ・レクリエーション活動に関する情報紙の発行 ③ 誰にでも届く情報発信手段の活用【拡充】	スポーツの魅力が伝わっている	スポーツを大切と感じる区民の増加	69.6% (R6)	75% (R12)
		1.2 誰もが参加できるスポーツの体験機会	④ パラスポーツ、e スポーツ、ニュースポーツを体験できる機会の提供【拡充】 ⑤ マルチスポーツの普及に向けた体験会の実施				
	2 スポーツを見る (応援する)	2.1 スポーツイベントの観戦機会の充実	⑥ スポーツイベントの観戦機会の提供【拡充】	スポーツを見たり、応援したりする楽しみ方が広がっている	スポーツを観戦する区民の増加	80.6% (R6)	85% (R12)
		2.2 高齢者や障害者の観戦を支援	⑦ スポーツイベントでの専用の観覧席等の設置【拡充】				
	3 スポーツをする	3.1 子どもの運動量の十分な確保、スポーツを通じた人間形成	⑧ 幼児・児童・生徒のための教室の実施【拡充】 ⑨ 子どもの居場所づくりへの支援 ⑩ 児童センター・児童館でのスポーツ活動の実施 ⑪ 子どもの遊び場の確保	スポーツの習慣化が広がっている	スポーツ実施率の向上(18歳以上)	68.4% (R6)	70% (R12)
		3.2 すべての世代のスポーツ習慣の定着を支援	⑫ スポーツ教室・週間プログラムの実施【拡充】 ⑬ スポーツ開放の実施 ⑭ スポーツ施設の区民利用の促進 ⑮ 講座・講習会バウチャー制度の実施				
		3.3 障害者のスポーツの推進	⑯ 日曜青年教室の実施 ⑰ レクリエーション機会の提供 ⑱ 障害児のためのスポーツ教室【新規】				
		3.4 高齢者のスポーツの推進	⑲ 高齢者のための運動プログラムの実施 ⑳ 生活機能低下防止事業の実施 ㉑ 高齢者活動センターでのスポーツ活動の実施				
		3.5 地域のスポーツイベントの充実	㉒ 幅広い区民が参加できるスポーツイベントの開催【拡充】 ㉓ スポーツを気軽に楽しめる講習会の充実 ㉔ スポーツ大会を活用した地域の活性化 ㉕ コミュニティスクール主催のスポーツイベントへの支援				
	4 スポーツを支える	4.1 地域のスポーツ団体への支援	㉖ スポーツ団体への補助【拡充】 ㉗ 少年少女スポーツ団体への支援 ㉘ スポーツ団体との連携強化【新規】	スポーツを支える取組が広がっている	スポーツを支える活動をする区民の増加	11.8% (R6)	15% (R12)
4.2 地域のスポーツクラブ、サークルへの支援		㉙ 総合型地域スポーツクラブへの支援 ㉚ コミュニティスクール運営委員会への支援					
4.3 指導者・パラスポーツを支える人材の確保・育成		㉛ スポーツ推進委員の育成・支援 ㉜ 健康づくり推進員の活動 ㉝ スポーツ指導者人材バンク制度の運用 ㉞ スポーツセンターの指導員の設置 ㉟ 区立中学校の部活動の推進					
4.4 地域のスポーツ・レガシーの継承		㉛ 地域のスポーツ資源を生かした取組みの推進 ㉜ 地域スポーツの記録、発信の取組み【新規】					
5 スポーツを楽しむための質の高い環境をつくる	5.1 デジタル技術を活用したスポーツ・パラスポーツの推進	㉙ デジタル技術の活用【拡充】 ㉚ 多世代参加型の e スポーツの体験イベントの開催	区内に質の高いスポーツ環境が整っている	区内のスポーツ環境に満足していると回答する区民の増加 (R8調査)	5%増 (R12)		
	5.2 スポーツを身近でできる場・機会の確保	㉛ 公園・広場におけるスポーツ機能の確保と地域資源の活用【拡充】 ㉜ 区立施設の地域への開放					
	5.3 区立スポーツ施設の整備及び管理運営	㉝ 新スポーツセンターの整備【拡充】 ㉞ 区立スポーツ施設の管理運営					
	5.4 安全で公正なスポーツ環境の整備と意識啓発の推進	㉟ スポーツにおける熱中症対策等の推進【新規】 ㉜ スポーツ・インテグリティ強化のための取組み【新規】					

教 育 委 員 会 資 料
令 和 7 年 1 2 月 2 3 日
地域振興部生涯学習・スポーツ課

第3期 千代田区スポーツ振興基本計画

令和8年度～令和 12 年度

(素案)

令和8年3月

千代田区

区長あいさつ

(掲載予定)

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	2
2 本計画における「スポーツ」の考え方	4
3 計画の位置付け	6
(1)法律上の位置付け	6
(2)区政における位置付け	6
4 計画の期間	7
5 計画の策定体制	8
第2章 スポーツに関する現状と課題	11
1 スポーツを取り巻く動向	12
(1)社会の変化	12
(2)国の動向	13
(3)東京都の動向	14
2 本区の現状と課題	15
(1)本区の状況	15
(2)取組みの進捗と区民等の意向を踏まえた課題	22
第3章 計画の方向性	33
1 基本理念	34
2 基本目標	35
3 施策体系	36
4 成果目標	37
第4章 スポーツ施策の推進	39
基本目標1 スポーツを知る(魅力を伝える)	40
基本目標2 スポーツをみる(応援する)	42
基本目標3 スポーツをする	44
基本目標4 スポーツを支える	49
基本目標5 スポーツを楽しむための質の高い環境をつくる	53
第5章 計画の推進	57
1 計画の推進体制	58
2 計画の進行管理	59

資料編	61
1 千代田区スポーツ振興基本計画策定委員会	62
2 計画策定の経過	65
3 区内スポーツ関連施設一覧	66
4 用語解説	69
5 区民アンケート	70
6 子どもアイデアボード	74

◇「パラスポーツ」の表記について

- 本計画書では、パラスポーツを障害者のスポーツという従来の捉え方ではなく、障害者と健常者という垣根がなく、誰もが一緒に楽しめる「スポーツの一形態」と捉えます。この考え方に基づき、本計画では従来は「障害者スポーツ」と表記していたものをすべて「パラスポーツ」と表記しています。

◇「*」を付けている用語は、資料編に用語解説を掲載しています。（「*」は初出ページのみ）

第1章 計画の基本的な考え方

音声コード位置

1 計画策定の趣旨

▶これまでの計画の経緯

千代田区(以下「本区」という。)では、平成20年3月にスポーツ振興に関する第1期計画となる「千代田区スポーツ振興基本計画」を策定しました。

平成25年6月に第1期計画の中間改定を行ったのち、令和3年10月には第2期計画を策定し、第1期計画及び第2期計画に基づき区全体のスポーツ振興を進めてきました。

▶スポーツを取り巻く環境

我が国では平均寿命とともに健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間(健康寿命)も延びており、スポーツを通じた健康増進への期待はますます高まっています。

令和3年に東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京 2020 オリパラ」という。)、令和7年には東京 2025 世界陸上競技選手権大会(以下「東京 2025 世界陸上」という。)が開催され、多くの人が観戦や応援したり、大会にボランティアで参加したり、スポーツを「楽しむ」気運が高まっています。

一方、新型コロナウイルス感染症の流行拡大(以下「コロナ禍」という。)はスポーツにも大きな影響をもたらし、特に子どもの体力・運動能力がコロナ禍前に戻っていない状況です。また、地球規模での気候変動の影響による夏の気温上昇が全国的に顕著であり、屋内外の活動における熱中症対策の強化が求められています。

▶スポーツ行政の動向

国はスポーツ基本法(平成23年制定)に基づく第3期「スポーツ基本計画」(令和4年度～令和8年度)を進めています。

東京都は東京2020オリパラのレガシーを生かすために新たな「東京都スポーツ推進総合計画」(令和7年度～令和12年度)を策定しました。これらの計画ではスポーツが一人ひとりのウェルビーイング(次ページのコラム参照)につながることを視野に入れています。

▶新たな計画策定の目的

本区は、区の行政計画の最上位に位置付けられる理念である「千代田区第4次基本構想」(令和5年3月策定)において、スポーツ分野における人々の暮らしのめざすべき姿として「生涯にわたり学びやスポーツに親しむことで、充実した人生を送れるようになっています。」を掲げています。

このめざすべき姿の実現に向けたスポーツ分野の個別計画として、第2期計画の期間満了を受けた「第3期千代田区スポーツ振興基本計画」(以下「本計画」という。)を新たに策定します。

本計画はこれまでの取組みの進捗を踏まえ、スポーツを取り巻く環境の変化や新たな課題に対応するスポーツ施策の方針を示すものです。

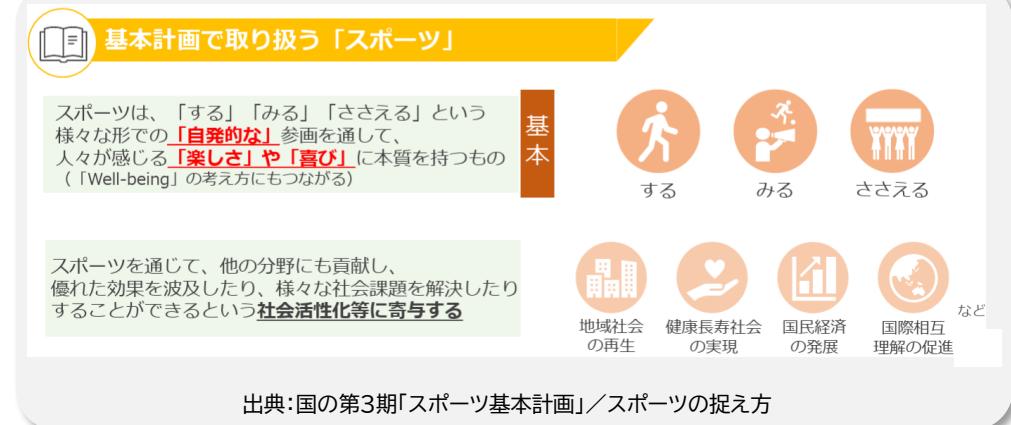
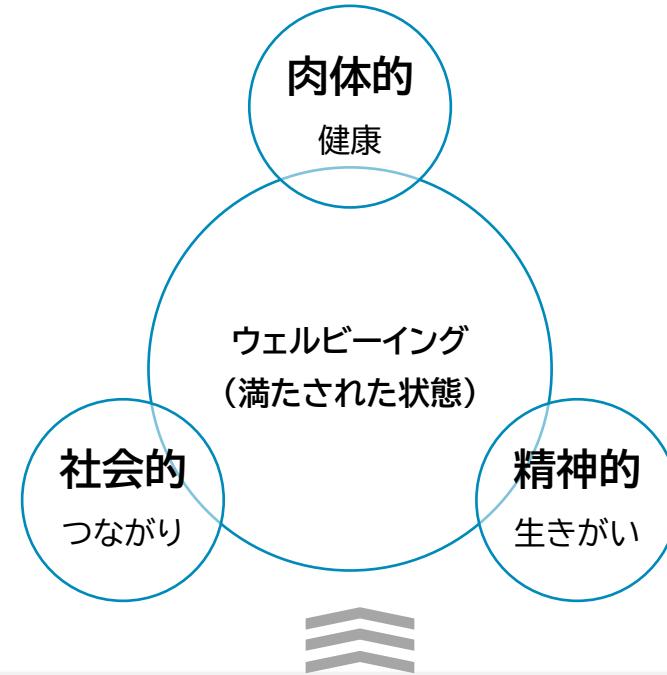
本計画の推進にあたっては、区民、関係団体、事業者等、スポーツの実施主体となる多くの個人・団体との連携と協働を図り、区全体のスポーツ振興を着実に進めるこをを目指します。



コラム／ウェルビーイング

- 世界保健機関(WHO)憲章の「健康の定義」において「病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態(Well-being)にあること」(日本WHO協会訳)として使われた概念です。(右図:イメージ)
- 国の第3期「スポーツ基本計画」(令和4年3月策定)ではスポーツの捉え方について、『「する」「みる」「ささえる」を通じて、スポーツに「自発的」に参画し、「楽しさ」や「喜び」を得ることは、人々の生活や心をより豊かにする「Well-being(ウェルビーイング)」の考え方にもつながるものである。』としています。
- 「千代田区第4次基本構想」(令和5年3月策定)は、千代田区に住み、働き、学び、集うすべての人々が活躍し、住み続けられるまちを目指し、区民一人ひとりのWell-being(ウェルビーイング)につなげることを目指しています。

Well-being(ウェルビーイング)イメージ図



2 本計画における「スポーツ」の考え方

本計画におけるスポーツの定義は下記のとおりです。この定義は東京都スポーツ推進総合計画と概ね同様です。

▼スポーツの定義

スポーツ基本法(平成23年6月制定)

心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために、個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動

東京都スポーツ推進総合計画(令和7年3月策定)

ルールに基づいて勝敗や記録を競う活動だけでなく、余暇や仕事の時間を問わず健康を目的とする身体活動や、遊びや楽しみを目的とした身体活動(相応のエネルギー消費を伴うもの)まで、幅広く捉えていく

第3期千代田区スポーツ振興基本計画

ルールに基づいて勝敗や記録を競うものから、健康を目的に行われる運動、更には遊びや楽しみを目的とした身体活動、日常生活の中の身体を動かす行為まで、そのすべてを幅広く含むもの

(第2期計画から継続する定義)

▼主なスポーツの種類

目的を持った身体活動

健康の保持・増進、気晴らし・楽しみ、美容などを目的とした活動

＜具体的な例＞



＜具体的な例＞



出典:東京都スポーツ推進総合計画(令和7年3月策定)

本計画におけるさまざまなスポーツの概念

地域(生涯)スポーツ

活動例／健康の保持・増進
ウォーキング、ジョギング
登山・ハイキング
体幹・筋力トレーニング 等

写真／イラスト

活動例／気晴らし・楽しみ
社交ダンス
ボウリング
子どもとの外遊び
ペットの散歩 等

活動例／美容・スタイル維持
ヨガ
ストレッチ
エクササイズ 等

写真／イラスト

競技スポーツ

活動例
野球
サッカー
陸上競技
水泳 等

写真／イラスト

ニュースポーツ※

活動例
ドッヂビー
モルック 等

パラスポーツ

活動例
ボッチャ
車いすバスケットボール
ゴールボール
ブラインドサッカー等

写真／イラスト

マルチスポーツ※

複数のスポーツを同時期に行う活動例
野球とサッカー
陸上競技とバレーボール 等

アーバンスポーツ※

活動例
スケートボード
ブレイキン(ブレイクダンス)
ダブルダッチ
パルクール 等

頭脳スポーツ

活動例
eスポーツ
健康麻雀 等



コラム／本区で取組むeスポーツ

eスポーツは、「エレクトロニック・スポーツ」の略で、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指します。
本区では、eスポーツが持つ年齢、性別、障害の有無、場所等の制約を超えて誰もが一緒に参加できる「共生社会実現のためのスポーツ」と捉え、人々の交流促進や心身の健康増進を目的とした事業にeスポーツを取り入れていきます。

3 計画の位置付け

(1) 法律上の位置付け

本計画は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第10条に基づく「地方スポーツ推進計画」です。

スポーツ基本法
(地方スポーツ推進計画)

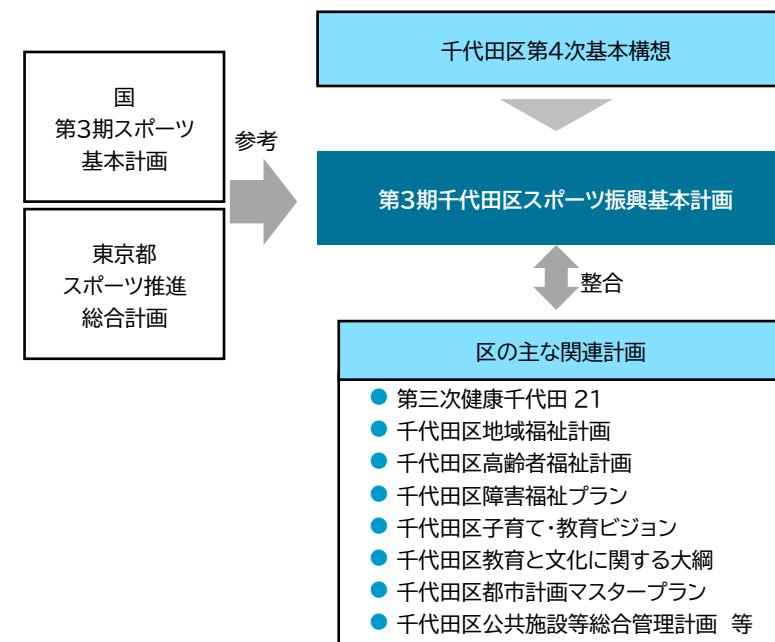
第十条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、単独で又は共同して、スポーツ基本計画を参照して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(以下「地方スポーツ推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

(2) 区政における位置付け

本計画は、「千代田区第4次基本構想」(令和5年3月策定)で掲げるスポーツ振興の理念を実現するための分野別計画であり、スポーツ行政の基本指針となります。

本計画の策定にあたっては、国の「第3期スポーツ基本計画」と東京都の「スポーツ推進総合計画」を参考にしています。

また、教育委員会や保健福祉部、環境まちづくり部、政策経営部等の関連計画と整合を図っています。



4 計画の期間

計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

計画名	令和 8 年度 2026 年度	令和 9 年度 2027 年度	令和 10 年度 2028 年度	令和 11 年度 2029 年度	令和 12 年度 2030 年度
千代田区基本構想	第4次(令和5年度～ おおむね20年)				
千代田区スポーツ振興基本計画	進行管理	進行管理	進行管理	進行管理	次期計画策定

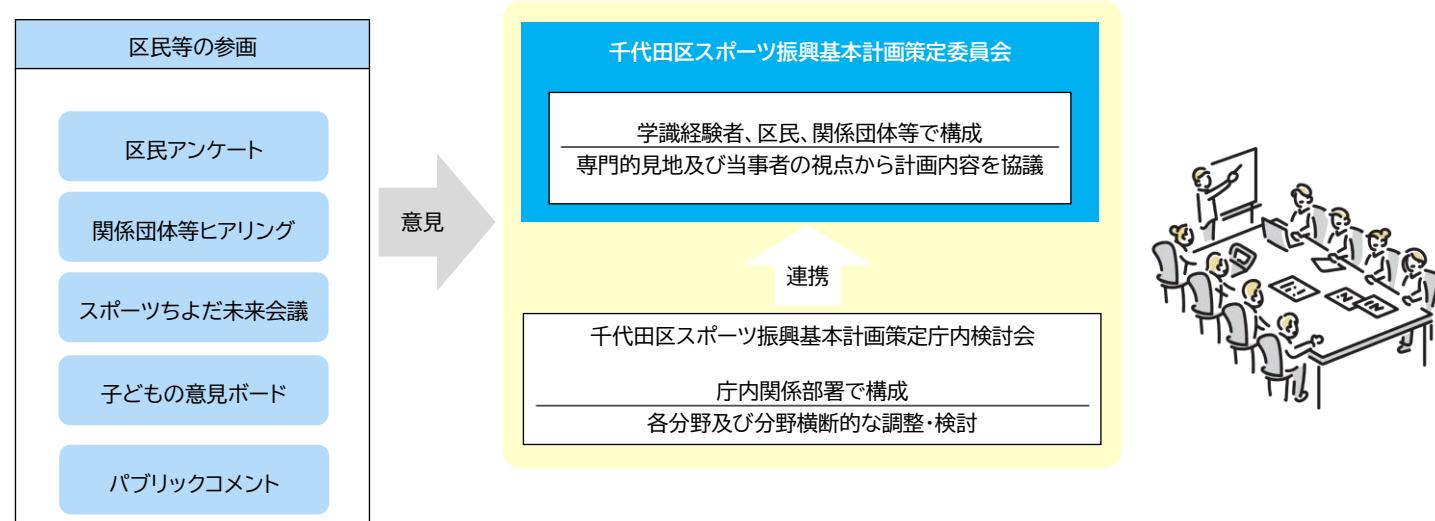
写真等

写真等

音声コード位置

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、区民並びに関係団体等の参画により本区のスポーツ振興への幅広い意見をうかがいました。これらの意見と専門的見地及び当事者の視点を踏まえて、学識経験者、区民、関係団体等で構成する「千代田区スポーツ振興基本計画策定委員会」(外部委員会)並びに庁内関係部署で構成する「千代田区スポーツ振興基本計画策定庁内検討会」においてスポーツ振興のあり方を協議して計画をとりまとめています。



▼区民等の参画「実施概要」

	区民アンケート	関係団体等ヒアリング	スポーツちよだ未来会議	子どもアイデアボード	パブリックコメント
対象	18歳以上の区民 2,000人(無作為抽出)	区内で活動するスポーツ団体 53団体等	公募(在住・在勤・在学)	区民体育大会に訪れた子ども	公募
回答・参加	842人(有効回答率42.1%)	37件(回答率69.8%)	8名	300件	●件
実施期間	令和6年12月2日 ～12月25日	令和7年1月～3月	令和7年8月1日	令和7年10月5日	令和●年●月●日～●月●日



▶会議の策定経過、区民等の意見及び調査結果は区ホームページで閲覧できます。

URL:<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/bunka/sports/kekaku>



スポーツちよだ未来会議

①千代田区のスポーツを楽しむ環境としての「強み」と「弱み」を考えよう



スポーツを「する・みる・ささえる」ための区の環境について、「いいと思うところ(強み)」と「課題だと思うところ(弱み)」をふせんに書き出してくださいました。

本計画を見直すにあたり、区内在住・在勤・在学者の皆さんから、区のスポーツ施策推進の課題や期待する取組み等へのご意見を直接おうかがいするワークショップを開催しました。当日はお住まいの地域、年齢、性別、職業等が異なる方々が一堂に会し、熱心な意見交換が行われました。

②誰もがスポーツを楽しめる千代田区になるために必要なことは?



千代田区の「強み」と「弱み」を踏まえながら、「どんなことが必要か」「どんなことができるようになるといいか」について、班の皆さんで話し合い、まとめていただきました。

③意見発表・共有



最後に、テーブル毎にどのような課題や意見が出たかを発表していただきました。

主なご意見を「第4章 スポーツ施策の推進」
に掲載しています。

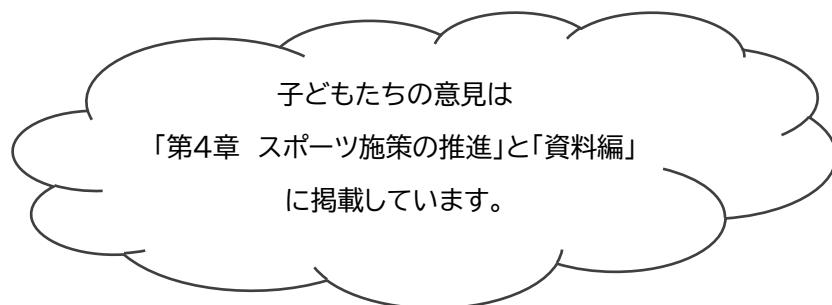


子どもアイデアボード



10月5日(日)に開催した千代田区民体育大会(外濠公園総合グラウンド)の会場内に特設ブースを設置しました。

主に未就学児～小学生の子どもたちから、スポーツや運動に関する簡単なアンケートに回答いただくとともに、アイデアボードにたくさんの意見を頂きました。



▶アンケート結果（上位項目）

スポーツや運動をしたり、外で遊ぶことは好き？

好き（すき・少しすき） 96.0%
きらい（少しきらい・きらい） 2.3%

好きな理由は？

からだを動かすと気持ちいい 53.1%
友だちと遊べる 49.3%
できるようになるとうれしい 35.7%



きらいな理由は？

つかれる・うまくできない 57.1%

▶アイデアボード

「やってみたいスポーツ」「こんな遊びがあったらいいな」をテーマに、子どもたちの自由なアイデアをふせんで貼っていただきました。



多かった意見（上位3つ）

【未就学】

- ・サッカー
- ・水泳やスイミング
- ・ダンス



【小学校低学年】

- ・水泳やスイミング
- ・バスケットボール
- ・サッカー



【小学校高学年】

- ・ダンス
- ・バスケットボール
- ・バレーボール



【中学生以上】

- ・ダンス
- ・ボルダリング
- ・テニス

こんな意見もありました！

- ・かけっこやリレー
- ・ボール遊び
- ・トランポリン
- ・ボッチャ
- ・ドッジボール
- ・ろくむし
- ・性別・体力を問わないスポーツ
- ・みんなが楽しくあそべるあそび！

第2章 スポーツに関する現状と課題

音声コード位置

1 スポーツを取り巻く動向

(1)社会の変化

▶人口構成の変化、平均寿命・健康寿命の延伸

日本人の平均寿命は男女ともに伸び、我が国は世界有数の長寿国となっています。また、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間(健康寿命)も伸びています。

▶スポーツの実施状況

国民のスポーツ実施率(週1回以上スポーツを実施する人の割合)は50%台で推移する中、全国的に子どもの体力・運動能力はコロナ禍以前の水準に戻っていない状況であり、部活動参加者数も減少の一途をたどっています。

東京都では成人全体のスポーツ実施率は全国を上回っているものの、その中で若い世代や女性の実施率が低い傾向です。

▶子どもの体力・運動能力

新型コロナウイルス感染症の流行は社会生活に大きな影響をもたらしました。特に全国的に子どもの体力低下がみられ、コロナ禍収束後も子どもの体力・運動能力がコロナ禍以前に戻っていない状況です。

▶スポーツの広がり

東京2020オリンピックを契機にパラスポーツ、アーバンスポーツ、スポーツボランティア※といった“自分らしいスポーツの楽しみ方”が広がっています。全国ではマルチスポーツの取組みも始まっています。

東京では令和7年9月に東京2025世界陸上、11月には第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025(以下「東京2025デフリンピック」という。)が相次いで開催され、スポーツの気運が一段と高まります。

▶デジタル技術の進歩

近年はデジタル技術を用いたAR※やVR※による新しい観戦スタイルが増えてきました。また、デジタル技術の進化がeスポーツの進化に密接に結びつき、さまざまな領域にeスポーツが活用されることも予想されます。

▶気候の変化

地球規模での気候変動の影響で東京の夏の平均気温は上昇傾向です。最高気温 35℃以上の「猛暑日」も年々増加しており、屋外での運動や長時間の外出を控える熱中症警戒アラート発表日数が令和6年は年間30日を超えています。また、グラウンドでの落雷による死亡事故も発生しており、気候変動に伴う災害への対策が一層求められています。

(2) 国の動向

平成 23 年 6 月制定のスポーツ基本法では、スポーツが青少年の健全育成や地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位向上等、国民生活において多面にわたる役割を担うことが明らかにされました。

スポーツ基本法の規定に基づき、国はスポーツに関する施策の指針として平成 24 年 3 月に第1期「スポーツ基本計画」を策定し、スポーツは「する」「みる」「ささえる」というさまざまな形での「自発的な」参画を通して、人々が感じる「楽しさ」や「喜び」に本質を持つもの(ウェルビーイングにつながる)という考えを示しました。

その後の年次改定を経て令和4年3月策定の第3期「スポーツ基本計画」では、国民がスポーツを「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指して3つの新たな視点を示しました。この視点に沿ってすべての人が自発的にスポーツを通じて自己実現を図り、「スポーツの力で、前向きで活力ある社会と、絆の強い社会を目指す」としています。

令和7年6月公布の改正スポーツ基本法では、スポーツを通じて多様な国民一人一人の生きがい及び幸福の実現(ウェルビーイングの実現)を図るための改正が行われました。

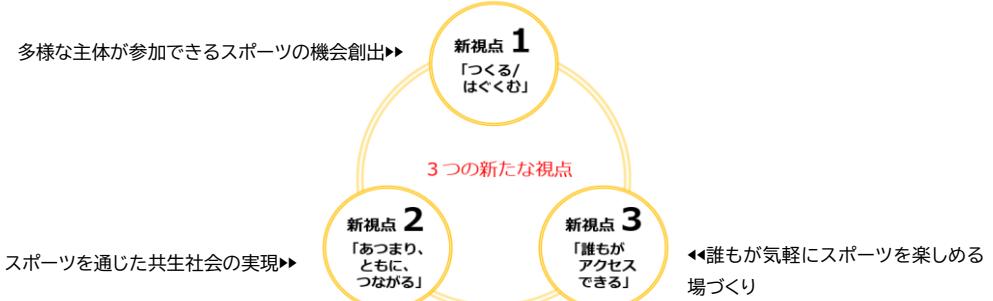
(主な追加項目)

- 障害の有無、年齢、性別、人種等に関係なく、誰もがスポーツに親しめる環境整備
- 多様な需要に応じたスポーツを楽しむ機会等の確保(スポーツホスピタリティ)
- 情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実(eスポーツ)
- スポーツ現場での暴力・ハラスメント防止

▼第3期「スポーツ基本計画」の概要

スポーツの力で、前向きで活力ある社会と、絆の強い社会を目指す

「スポーツそのものが有する価値」と「スポーツが社会活性化等に寄与する価値」更なる向上



12 の施策

- ①多様な主体におけるスポーツの機会創出
- ②スポーツ界における DX の推進
- ③国際競技力の向上
- ④スポーツの国際交流・協力
- ⑤スポーツによる健康増進
- ⑥スポーツの成長産業化
- ⑦スポーツによる地方創生、まちづくり
- ⑧スポーツを通じた共生社会の実現
- ⑨スポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化
- ⑩スポーツ推進のためのハード、ソフト、人材
- ⑪スポーツを実施する者の安全・安心の確保
- ⑫スポーツ・インテグリティの確保

主な目標設定

- 成人の週1回以上のスポーツ実施率 70% (障害者 40%)
- 成人の年1回以上のスポーツ実施率を 100% に近づける (障害者は 70% 程度を目指す)
- 子供の体力の向上 (新体力テストの総合評価C以上の児童 68% ⇒ 80%、生徒 75% ⇒ 85%)
- スポーツ団体における女性理事の割合 40%

音声コード位置

(3) 東京都の動向

東京都は、「東京都スポーツ推進計画」(平成24年3月策定)と「東京都障害者スポーツ振興計画」(平成25年3月策定)を統合した「東京都スポーツ推進総合計画」を平成30年3月に策定しました。そして、令和3年に1年遅れて開催された東京2020オリパラのレガシー(遺産)の継承やスポーツを取り巻く環境の変化を踏まえ、令和7年3月にスポーツ政策の新たな方向性を示す「東京都スポーツ推進総合計画」を策定しました(計画期間は令和7~12年度の6年間)。

この計画では、スポーツを実施することだけではなく、スポーツの質にも目を向け、スポーツがもたらす楽しさや喜びという「内在的な価値」と、健康や共生社会の実現等に寄与する「外在的な価値」を通じて一人ひとりのウェルビーイングを高めていくことを掲げています。

▼「東京都スポーツ推進総合計画」(令和7年3月)の概要

基本理念 誰もがスポーツを楽しむ東京を実現し、一人ひとりのウェルビーイングを高め、社会を変革する

4つの政策の柱	施策	主な達成指標
政策の柱1 スポーツで輝く	<ul style="list-style-type: none">● スポーツに触れる「はじめの一歩」を後押し● ライフステージに応じたスポーツを推進● 東京にゆかりのあるアスリートが躍動	<ul style="list-style-type: none">● スポーツをすることを「好き」「やや好き」と感じる中学2年生の割合
政策の柱2 スポーツでつながる	<ul style="list-style-type: none">● パラスポーツを楽しむ・パラスポーツで輝く● バリアフリー化やユニバーサルコミュニケーション技術の社会実装を促進● 多様な人々がスポーツでつながる、スポーツとつながる	<ul style="list-style-type: none">● パラスポーツに関心がある都民(18歳以上)の割合
政策の柱3 スポーツでにぎわう	<ul style="list-style-type: none">● 都内各地でスポーツイベントを開催し、都市に活力をプラス● 住み慣れた地域でのスポーツをサポート● スポーツの魅力を発信し、スポーツを通じて感動を味わう	<ul style="list-style-type: none">● 1年間にスポーツイベント、大会に参加したことがある都民(18歳以上)の割合
政策の柱4 スポーツを支える	<ul style="list-style-type: none">● 様々な価値を創出するスポーツ環境の整備・運営や、環境に配慮した施設・大会運営● 多様な主体と連携し、スポーツに関わる人材の裾野を広げる・磨く● 安全・安心なスポーツ、信頼されるスポーツ大会の実現	<ul style="list-style-type: none">● スポーツ指導者数

2 本区の現状と課題

(1) 本区の状況

① 地域特性

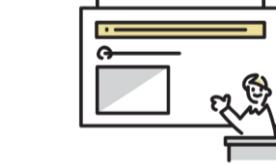
本区は東京 23 区の中心に位置し、面積の約 12%を占める皇居を中心に主に3つの個性的なエリアが広がっています。内濠・外濠に囲まれ、落ち着き・文化を感じられる「麹町・番町・富士見エリア」、江戸・下町の文化や個性ある界隈の味わいのある「秋葉原・神田・神保町エリア」、首都東京を牽引し進化を続ける「都心中枢エリア」です。エリア毎に異なる特性を持つのが本区の特徴といえます。

また、人気の高い「皇居ラン」、千鳥ヶ淵公園、季節を感じる緑道をはじめ、競技場とテニスコートを備える「外濠公園総合グラウンド」(五番町先)、日本野球及びラジオ体操会の発祥の地(佐久間公園)、民間のフィットネスジムやランニングステーション、学校施設の一般開放等、運動したり、レクリエーションに適した場所も多くあります。最近では秋葉原が e スポーツの中心地として注目を集めています。



コラム／外濠公園総合グラウンドの歴史

江戸城外堀である市ヶ谷濠の一部は、関東大震災後の震災瓦礫の処理などのために埋め立てられました。昭和 36 年(1961 年)に、区営九段グラウンド(現:北の丸公園)が国に返還されることから、千代田区では、この埋め立てられた市ヶ谷濠に、東京都から管理委任を受け、グラウンドの整備を行い、昭和 38 年(1963 年)にグラウンドが完成しました。現在では、軟式野球やサッカーなどに利用できる競技場 1 面と、テニスコート 2 面が整備されており、貴重な区内にある屋外スポーツ施設として利用されています。

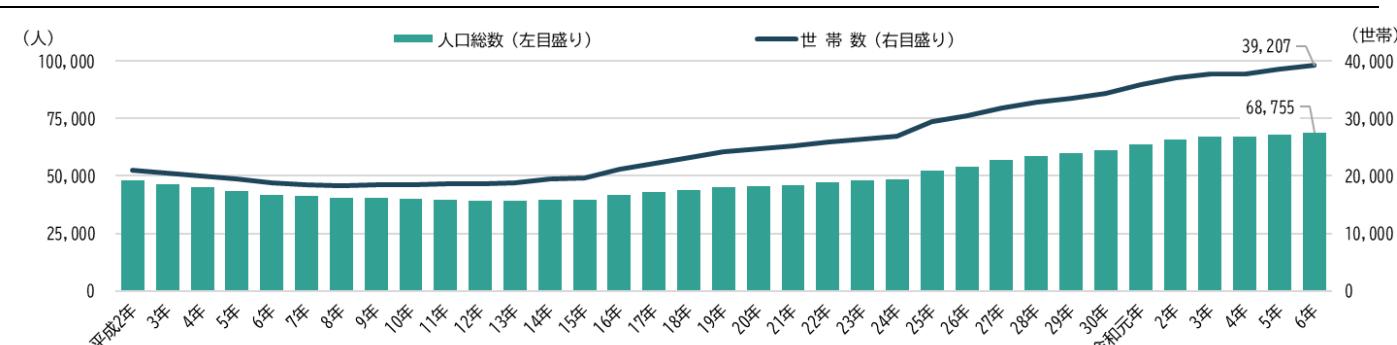


写真

音声コード位置

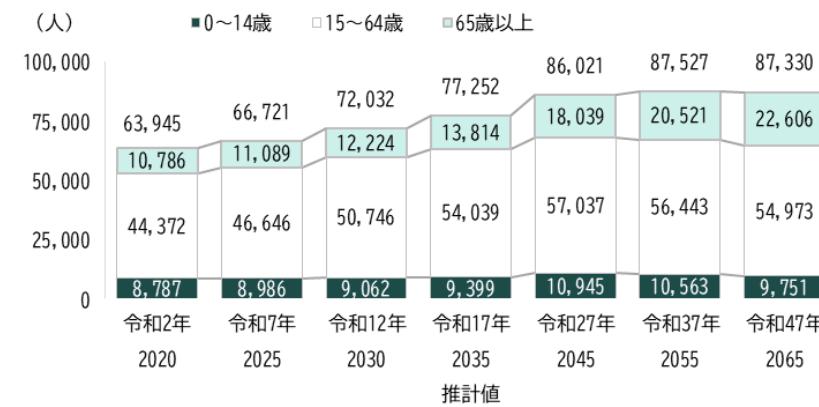
②人口の推移、将来推計

- 本区の人口と世帯数は減少傾向が続きましたが、集合住宅の建設等に伴い平成 13 年頃より増加に転じて以降、今日まで増加傾向が持続しています。



出典:各年1月1日現在。千代田区史、住民基本台帳統計資料(平成 25 年より外国人住民を含む)

- 本区の日本人の将来人口は、令和 37(2055)年頃まで増加傾向の見通しです。
- 年齢区分でみると、年少人口(0~14 歳)と生産年齢人口(15~64 歳)は令和 27(2045)年頃までは増加しますが、その後は減少に転じる見通しです。一方、老人人口(65 歳以上)は増加傾向が続く見通しです。



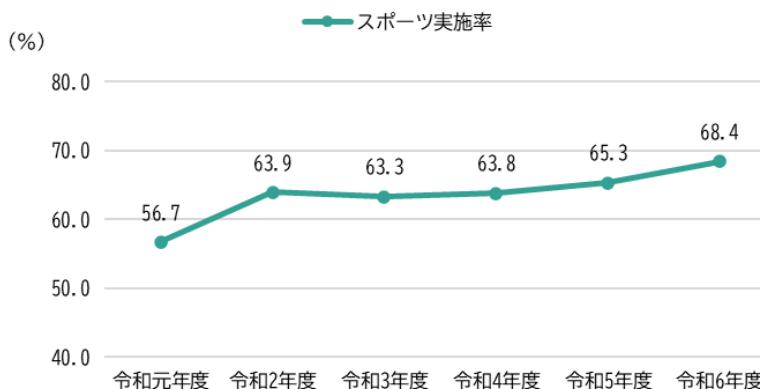
出典:千代田区 人口動向と人口推計(令和5年度)



本区の向こう 20 年は子どもから青少年、働き盛り世代、高齢者まですべての世代で人口が増加します。その中でも高齢化は進み、世代構成が徐々に変化していく社会においては、健康増進はもとより、心身の健全な発達、他者の尊重や規律を尊ぶ態度、社会とのつながり(縊)等、誰もが健やかに生きるために不可欠な力を高める上でスポーツが果たす役割がますます大きくなっています。

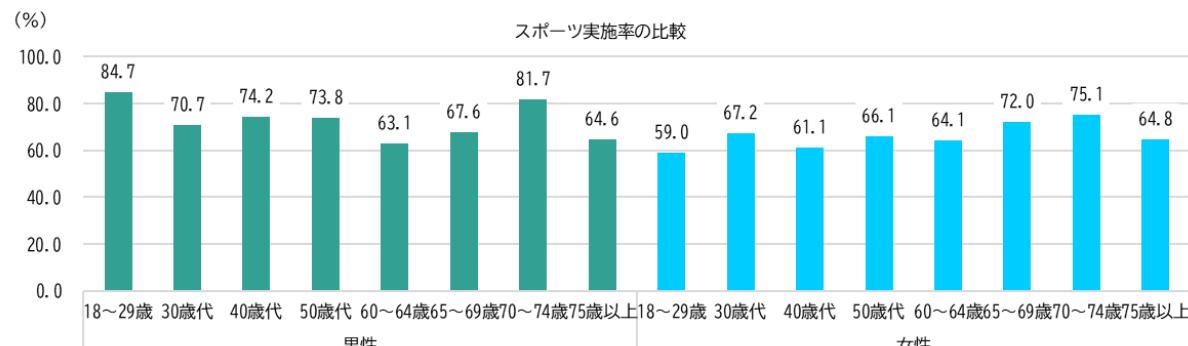
③区民のスポーツの実施状況

- 区民のスポーツ実施率(週1回以上運動・スポーツを行う成人)は増加傾向にあります。
- 令和6年度は68.4%で、令和元年度から11.7ポイント増加しました。



出典:千代田区民世論調査

- 性別・年齢別のスポーツ実施率(同上)をみても概ね60%を超えて高くなっています。
- 実施率がほかの年齢に比べて若干低いのは、男性は60~64歳、女性は18~29歳と40歳代です。



出典:千代田区民世論調査

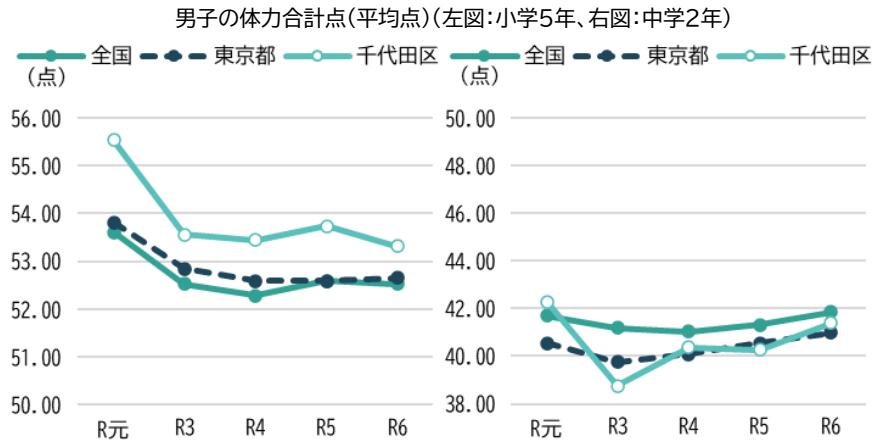


区民のスポーツ実施率は全体では増加傾向にあります。その中で仕事、結婚、子育て等のライフステージが変化する時期にスポーツ活動が停滞する状況もうかがえます。今後はライフステージの変化あるいは障害の有無等に関わらずスポーツに親しみ、生きがいづくりや心身の健康等につなげることが期待されます。また、そのためにも夏の暑さ対策、ケガ・事故の防止等、スポーツを安全に楽しめる環境づくりがこれまで以上に重要になります。

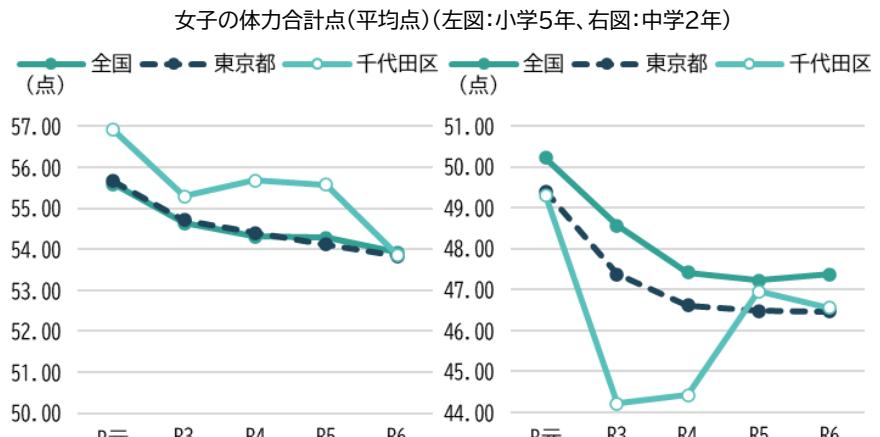
音声コード位置

④子どもの体力の状況

- 本区の男子の体力合計点(平均点)の推移をみると、小学5年では令和3～4年にコロナ禍で外出や運動が制限されたことも影響して大きく低下しました。令和5年以降もコロナ禍前の令和元年度の状態に戻っています。
- 中学2年では令和3年に大きく低下し、全国や東京都を下回りました。その後は徐々に回復基調にあります。
- 本区の男子は小学5年が全国と東京都を上回る一方、中学2年は東京都と同程度となっています。



- 本区の女子の体力合計点(平均点)の推移をみると、小学5年では令和3年にコロナ禍も影響して一旦低下し、令和4～5年に上昇しましたが、令和6年は再び低下しています。
- 中学2年では令和3年に大きく低下しました。令和5年以降は上昇し、東京都と同程度まで戻っています。
- 本区の女子も小学5年は令和5年まで全国と東京都を上回っていましたが、令和6年は中学2年と同様に東京都と同程度となっています。



*R2はコロナ禍で調査中止 出典:「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」実技調査

本区の児童生徒の体力の変化をみると、男女とも小学生は全国や東京都を上回る年度があるものの低下傾向がみられます。中学生では全国や東京都と同程度かそれ以下になる年度もあります。思春期は進学や友人関係等が大きく変わる時期ですが、生きていく上で体力は大切な基盤であることから、児童生徒が家庭・地域・学校それぞれで運動や体力向上に継続的に取組める環境が求められています。

⑤スポーツ施設状況

▶スポーツ施設等

区立スポーツセンター	花小金井運動施設	江戸川河川敷少年サッカー場(賃貸借)	外濠公園総合グラウンド	夢の島東少年野球場
				
写真	写真	写真	写真	写真
●●	●●	●●	●●	●●
				
写真	写真	写真	写真	写真

▶学校施設等

コミュニティスクール※	体育館・校庭開放	スポーツ開放	九段生涯学習館(レクリエーションホール)	いきいきプラザ一番町
				
写真	写真	写真	写真	写真
●●	●●	●●	●●	●●
				
写真	写真	写真	写真	写真



行政の役割として、区民、在勤・在学の人たちが安全に安心してスポーツを楽しみ、交流もできるよう、施設・設備の計画的な改修・更新、交流に向けた取組み、持続可能な運営管理体制の構築、スポーツもできる身近な場の確保等を進めていく必要があります。

音声コード位置

⑥主なスポーツ団体・スポーツ関係者

一般社団法人千代田区スポーツ協会（体育協会から令和7年7月に改称し、法人化）

- 千代田区スポーツ協会はアマチュアスポーツ団体や競技団体を統括する団体としてスポーツ振興を目的に活動しています。
- 各加盟団体には多くのクラブ・サークル・同好会等が登録されており、区内の在住者や在勤者がスポーツに親しんでいます。
- 加盟団体 26 団体(令和7年3月現在)。

写真

スポーツ推進委員

- スポーツ推進委員は、誰もがスポーツが楽しめるよう、団体への活動支援やスポーツ大会の企画・運営、ニュースポーツ(ドッヂビー、ボッチャ、モルック)等の普及活動を行っています。
- 推進委員 27 名(令和7年3月現在)(定員30名)。

写真

総合型地域スポーツクラブ

- 総合型地域スポーツクラブは地域住民が主体となって運営する、多種目、多世代、多志向のスポーツクラブです。
- 平成 24 年5月に設立された「富士見スポーツ・文化クラブ」がスポーツに親しむ地域の拠点となっています。
- 個人会員 300 名(令和7年3月現在)。

写真

スポーツ指導者人材バンク

- スポーツ指導を行いたい人と指導を受けたい人を結びつけるためのスポーツ指導人材の登録制度です。
- 20 歳以上で区内に在住・在勤・在学し、スポーツ指導に優れた知識・技能・熱意等を有する方が登録できます。
- 登録者 84 名(令和7年3月現在)。

写真

スポーツ関係者・団体は本区のスポーツ振興に大きな役割を果たしてきました。例えば、スポーツ団体を中心に長年行っているラジオ体操への参加がその地域のいわば「伝統」にもなっています。各地域の貴重な「伝統」やさまざまな資源を生かして未来につなげるためにもスポーツ団体の担い手と参加者の増加に向けた取組みを団体と行政が連携して進めることが重要です。また、誰もが自分自身に適した楽しみ方を見つけたり、広げたりできるよう、関係者や団体同士の連携や指導の質を高める取組みも求められます。



コラム／千代田区やスポーツ団体等が主催・主管しているスポーツ活動の取組み

■区主催事業 <p>本区では、区民相互の交流と地域連携の活性化を目的として、「区民スポーツ大会」(主管:千代田区スポーツ推進委員協議会)を開催しています。現在は、ソフトボール、ファミリー・バレー・ボーラー、ニュースポーツなど、6種目で実施しています。</p> <p>また、姉妹提携を結んでいる群馬県嬬恋村及び秋田県五城目町との間で、少年野球のスポーツ交流を行っているほか、納涼民踊の集いや民踊大会なども、主管団体と連携して開催しています。</p> <p>さらに、パラスポーツの推進に向けて、Let's play ! パラスポーツ・e スポーツちよだ、日曜青年教室でのレクリエーション、ほりばた塾でのボッチャ講習会など、多様な体験機会の提供にも取組んでいます。</p>	■千代田区民体育大会実施委員会、コミュニティスクール企画運営委員会主催イベント <p>千代田区民体育大会は、区民体育の振興、福祉の増進、区民相互の交流を目的として、昭和 38 年に第1回大会が開催されました。これは、外濠公園総合グラウンドの完成を記念して行われたもので、以降は同グラウンドでの開催が定着し、長年にわたり区民に親しまれています。</p> <p>大会の計画・運営は、各連合町会をはじめ、地域のスポーツ団体や関係者、障害者団体などが参画する実施委員会が担っており、幅広い区民が誰でも楽しめる大会となるよう、さまざまな意見を反映しながら進められています。</p> <p>このほか、神田さくら館コミュニティスクール企画運営委員会が主催する、「夏休み！親子プールまつり」や「コミュニティスクール交流祭」が開催されており、地域のつながりを深めるスポーツ・交流イベントとして定着しています。</p>
■スポーツ協会主催事業 <p>千代田区スポーツ協会では加盟する 26 の競技団体が、区民等の競技力の向上とスポーツ意欲の醸成を図るとともに、団体間の交流・育成を目的として、各種競技大会を開催しています。</p> <p>また、スポーツをこれから始めたい方や、スポーツ団体の指導者を対象に、基本的な知識や技能の習得を目的とした各種講習会も実施しています。</p>	■総合型地域スポーツクラブとマルチスポーツ <p>本区では、平成 21 年度に学識経験者や区民による検討委員会を設置し、富士見地域を核とした、総合型地域スポーツクラブの設立に向けた取組みを開始しました。平成 22 年度に周知イベントを開催し、地域住民主体の準備委員会による検討を経て、平成 24 年に「富士見スポーツ・文化クラブ」が誕生しました。</p> <p>同クラブは、富士見みらい館を拠点に活動しており、会員数は 300 名(令和7年3月 31 日現在)に達しています。ひとつのクラブで複数の種目の活動を提供することで、自分に合ったスポーツを並行して楽しむこと(マルチスポーツ)ができるため、年齢や経験を問わず、興味や体力に応じて柔軟に参加できることが大きな魅力です。</p>

▶最新イベントは、「千代田区スポーツ事業予定表」(URL:<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/bunka/sports/jigyo-yote.html>)をご参照ください。

音声コード位置

(2)取組みの進捗と区民等の意向を踏まえた課題

第2期計画の基本目標毎に主な取組み・成果(令和6年度時点)と区民・関係団体等の意見を参考に本計画の課題をまとめます。

①運動習慣の定着

<第2期計画の主な取組み・成果> *基本目標1:家で・ゆるく「楽々スポーツ」を推進し身体を動かす習慣を区民に定着させます

- 令和3・4年度がコロナ禍の時期と重なったため、多くの事業が中止や縮小を余儀なくされました。令和5年度以降はコロナ禍以前の水準に概ね回復しています。
- 誰もが気軽にスポーツをすることができる種目として、パラスポーツであるボッチャをニュースポーツ講習会の種目に採用し、令和5・6年度は講習会及び大会を開催しています。
- 区有施設や区内の公園で子どもが自由に遊べる「子どもの遊び場事業」を実施しています。
- スポーツセンターで子どもや親子対象のスポーツ教室やプログラムを実施しています。
- スポーツを行う成人の割合(週1回以上)は令和元年度の実績から上昇傾向にあります(千代田区民世論調査)。

写真

週1回以上、スポーツを行う成人の割合	R元基準	R7目標	R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績
	56.7%	70.0%以上	63.9%	63.3%	63.8%	65.3%	68.4%

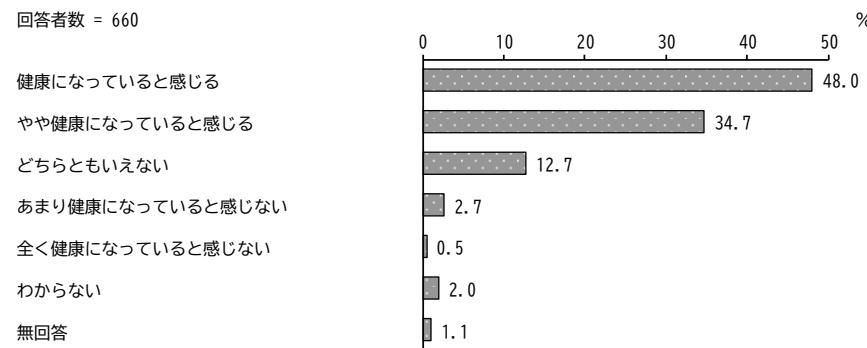
<区民アンケート>

- スポーツを行う目的に「健康・体力づくり」「運動不足の解消」「楽しみ・ストレス解消」等を挙げています。(資料編 5 区民アンケート 問7-2)
- スポーツをすることで「健康になっていると感じる」の割合が80%を超えていました。(次ページ左図 問7-3)
- スポーツを実施する場合は「一人」が70%台で最も多くなっています。(資料編 5 区民アンケート 問7-5)
- 1年間にスポーツをほとんど行わなかった理由は「忙しくて時間がない」「仕事や家事で疲れている」等を挙げています。(次ページ右図 問7-6)

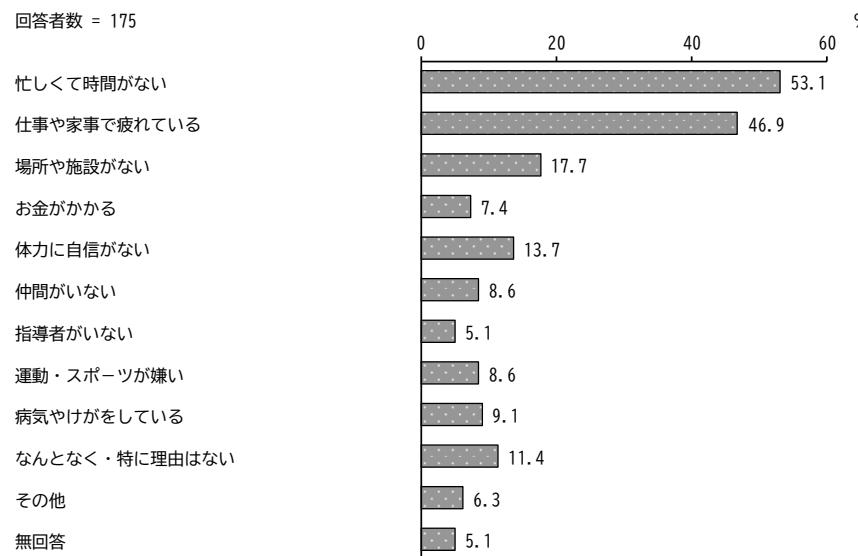
<関係団体等ヒアリング>

- スポーツがもたらす効果は、スポーツを通じて子どもたちの成長や、大人も含めて障害の有無に関わらずコミュニケーションの拡大につながっているという意見があります。

スポーツをする効果の実感(月1回以上行っている人が対象)／区民アンケート(問7-3)



1年間にスポーツを行わなかった理由(年に数回以下の人対象)／区民アンケート(問7-6)



＜運動習慣の定着に関する現状と課題＞

- スポーツ実施率の上昇傾向からは健康志向の高まりや生活習慣病予防の意識の広がりがうかがえます。スポーツを行う目的の中心は健康維持や気分転換であり、その効果の実感度がスポーツの継続動機につながっていると考えられます。一方、仕事や育児等で時間的・体力的な余裕がない人やスポーツに関心が低い人が一定数おり、ライフスタイルの変化の中でスポーツの優先順位が下がる傾向も見られます。
- 運動習慣をより広く定着させるための課題は、多忙な生活の中でもスポーツを継続できること、スポーツへの関心が低い人にスポーツの多様な楽しさを伝えることが挙げられます。
- 課題解決の取組みとして、①スポーツの魅力と効果をわかりやすく伝える情報発信の工夫、②年齢、性別、障害の有無、ライフステージの変化等に関わらず誰もが楽しめるスポーツの普及、③地域・学校・団体等と連携して仕事・育児・介護等の合間にスポーツのできる環境づくりが考えられます。
- スポーツを一人で行う割合が高い理由は時間や場所の自由度や気軽さであると考えられます。一人で運動することも仲間と一緒に楽しむこともそれぞれを尊重する視点とともに、個人化する活動の中に他者との交流や社会とのつながりをつくる取組みなどの創意工夫も必要です。

音声コード位置

②運動(競技)能力向上

<第2期計画の主な取組み・成果> *基本目標2:競技 区民の運動能力を「のばすスポーツ」を推進します

- スポーツ施設の利用促進に向け、令和5年3月に「少年少女スポーツ団体スポーツ施設利用補助金」として屋内施設の利用も補助対象に拡大しています。
- 学校の校庭や体育館の一般開放を行っています。
- スポーツ推進委員が区民のスポーツ活動を支援しています。また、スポーツセンターにスポーツ指導員を配置しています。
- スポーツ指導者人材バンクの登録者数が増加しました。
- 現スポーツセンターは、開設から約 50 年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、新スポーツセンター整備に向けて基本構想を策定しました。

写真

<区民アンケート>

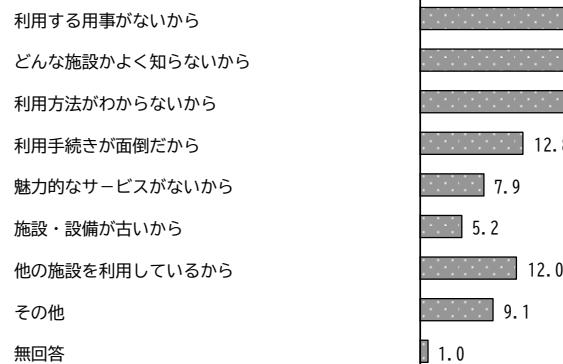
- 1年間に区立スポーツ施設や区立施設の開放事業の利用状況は「利用したことがない」が 50%台に上ります。(資料編 5 区民アンケート 問 13)
- 利用しない理由に「利用する用事がないから」、「どんな施設かよく知らないから」、「利用方法がわからないから」等を挙げています。(次ページ左図 問 13-1)
- 今後利用したいスポーツ施設に「屋内温水プール」、「スポーツジム・スポーツクラブ」等を挙げています。(資料編 5 区民アンケート 問 12)
- スポーツをしたいと思う機会や場所として「個人的に区のスポーツ施設を利用して運動したい」、「自然の中で、野外の運動やスポーツをしたい」、「自分の家の中でできる運動をしたい」等を挙げています。(資料編 5 区民アンケート 問 9)

<関係団体等ヒアリング>

- スポーツ施設(区立・民間両方)の利用しやすさで重要なことに「交通アクセスの利便性」、「競技を行う部屋の広さ」、「利用しやすい料金設定」等を挙げています。
- 団体の活動の課題に「団体運営者の確保・高齢化」、「指導者の確保・高齢化」、「新規会員(個人)の減少」等を挙げています。(次ページ右図 問 3)

区立スポーツ施設や区立施設の開放事業を利用しない理由(利用したことのない人が対象)
／区民アンケート(問13-1)

回答者数 = 484



団体の活動の課題／関係団体等ヒアリング(問3)

回答者数 = 37

指導者の確保・高齢化

団体運営者の確保・高齢化

新規会員(個人)の減少

新規加盟団体の減少

活動場所の確保

活動内容の質の向上

競技人口の裾野拡大

運営資金の確保

組織運営

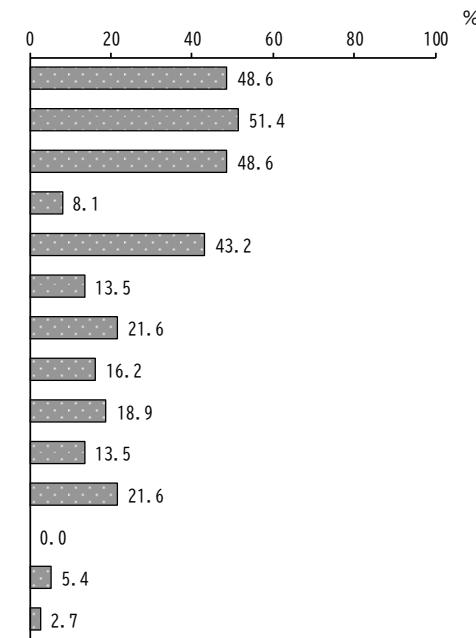
広報活動

他団体や地域・区等との連携

その他

特になし

無回答



＜運動(競技)能力向上に関する現状と課題＞

- 屋内温水プールとスポーツジム・クラブの利用希望が高いことから、天候に左右されずに運動できる環境へのニーズがうかがえます。
- 一方、区立スポーツ施設や学校等の施設開放の認知不足や利用方法のわかりづらさによって利用されていない可能性も考えられます。
- 運動(競技)能力向上に向けた課題は、スポーツ施設(区立・民間両方)の利用促進の条件整備(交通アクセス、スペース、料金)、指導体制の充実、団体の活動の活性化、スポーツセンター建て替え期間中の活動の場の確保が挙げられます。
- 課題解決の取組みは、①身近な施設・場所の存在・魅力・利用方法の情報発信方法の工夫(動画ガイド、SNS*発信、体験イベント等)、②施設利用者が適切な指導を受けられたり、利用者同士が一緒にできるプログラムを提供したり、施設利用の動機付けを高める工夫が考えられます。
- また、③スポーツ推進委員の定員充足に向けた取組み、④団体の持続的な運営に向けて新規参加者の獲得、活動場所や活動方法の多様化、団体同士の連携等をデジタル技術の活用も含めて創意工夫することが必要です。

音声コード位置

③「しょうがいスポーツ(年齢も障害も飛び越えたスポーツ)」

<第2期計画の主な取組み・成果> *基本目標3:誰でも 年齢も障害も飛び越えた「しょうがいスポーツ」を応援します

- パラスポーツ普及に向けて、東京 2020 オリパラを契機にパラスポーツアスリート※とふれあう体験型イベントを開いた。令和4年度より e スポーツを新種目に追加しています。
- ニュースポーツとしてボッチャやモルックの講習会・大会を開催しています。
- 区立・民設児童館における幼児から小学生までの児童向けスポーツプログラム、中高生専用の時間帯「中高生タイム」には多くの人が参加しています。
- 部活動の専門的指導を強化し、生徒の活動意欲・体力向上に寄与しています。
- 知的障害者の青年学級である「日曜青年教室」の受講生らに水泳プログラムの提供や、知的障害者の社会適応力向上に資するスポーツプログラムを開いています。
- 高齢者向け運動プログラム、フレイル※予防講座には、多くの人が参加しています。
- 総合型地域スポーツクラブは活動内容が多様化した結果、令和7年3月現在、8種目、会員数 300 人に達しました。年齢制限なく入会できるため、地域のコミュニティ形成にも貢献しています。

写真

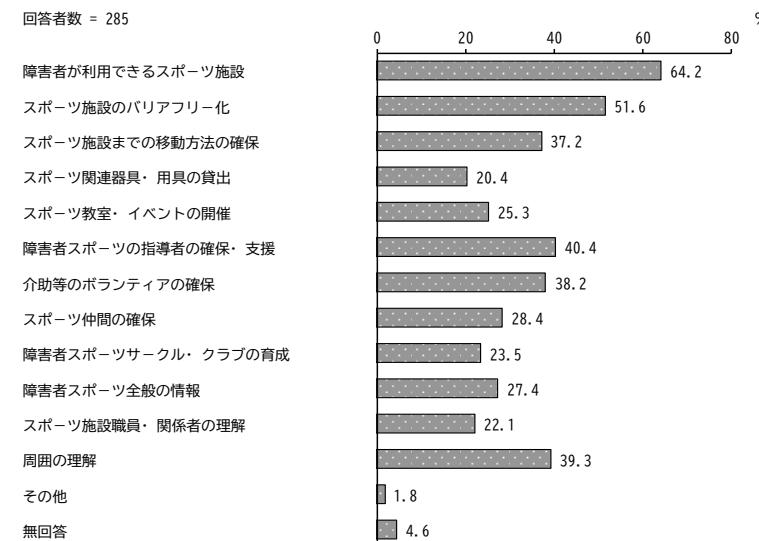
<区民アンケート>

- パラスポーツ(アンケートは「障害者スポーツ」と表記)に「関心がある」割合は 30%程度にとどまっています。(資料編 5 区民アンケート 問 17)
- パラスポーツ(アンケートは「障害者スポーツ」と表記)に必要な取組みは「障害者が利用できるスポーツ施設」、「スポーツ施設のバリアフリー化」、「パラスポーツの指導者の確保・支援」等を挙げています。(次ページ左図 問 17-3)
- 地域でのスポーツ活動に期待する効果は「健康・体力づくり」が 70%台で最も高くなっています。(資料編 5 区民アンケート 問 21) 性別、年齢別でも同様の傾向です。
- スポーツクラブやサークル等に「入っていない」が 80%近くに上り、「地域のクラブやサークル」は5%程度にとどまっています。(資料編 5 区民アンケート 問 14)
- スポーツクラブやサークルへの入会意向は 40%程度と高く(資料編 5 区民アンケート 問 14-2)、入会条件には「自宅から近い施設で活動している」、「初心者でも加入できる」、「土曜・日曜・祝日に参加できる」等を挙げています。(次ページ右図 問14-3)

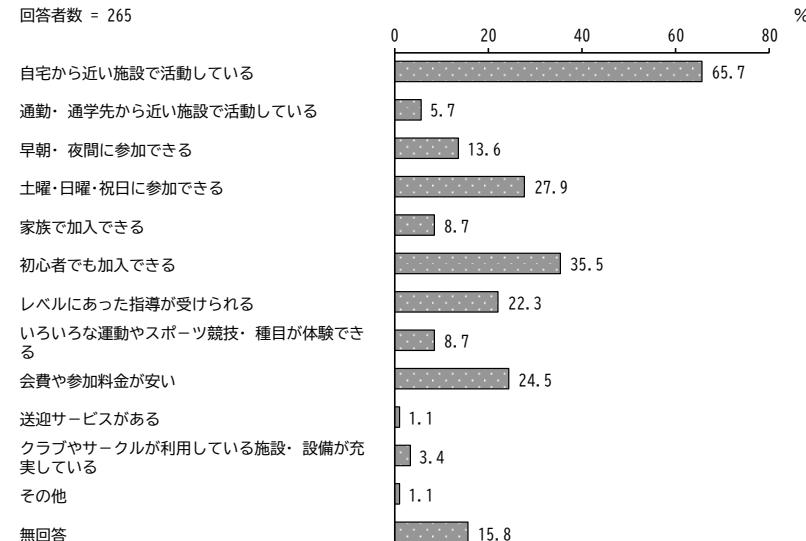
<関係団体等ヒアリング>

- パラリンピック後は特にボッチャへの関心が高まっているという意見があります。
- 誰もが参加し楽しめるパラスポーツが交流促進につながっているという意見があります。
- パラスポーツの指導ができる専門家や指導者の確保・育成が必要であるという意見があります。

障害者スポーツに必要な取組み(関心のある人が対象)／区民アンケート(問17-3)



スポーツクラブやサークルの入会条件(入会希望者が対象)／区民アンケート(問14-3)



<「しょうがいスポーツ(年齢も障害も飛び越えたスポーツ)」に関する現状と課題>

- 東京 2020 オリパラ以降、e スポーツやボッチャ体験、幼児～高齢者・障害者対象プログラム等、世代や障害等に関わらずに参加できる機会が増え、パラスポーツへの関心は高まっています。また、スポーツクラブやサークル等への参加やパラスポーツの普及は、参加者の運動習慣の定着に加えて生活の質の向上や地域活性化につながることも期待できます。
- 「しょうがいスポーツ」に関する課題は、スポーツクラブやサークル等の活動の充実、パラスポーツの普及が挙げられます。また、障害児も小さい頃からスポーツに親しむ機会の創出も求められます。
- 課題解決の取組みは、①さまざまニーズ(自宅に近い、初心者歓迎、休日参加可等)の受け皿となる地域スポーツ活動の展開、②地域・学校・団体・企業等との連携強化や地域資源の一層の活用、③パラスポーツの普及のための活動場所の確保と指導者の育成が考えられます。
- また、誰もがスポーツに親しめる環境づくりに向けて福祉や教育の分野同士の連携も大切になります。

音声コード位置

④情報発信とデジタル活用

<第2期計画の主な取組み・成果> *基本目標4:情報とIT化 ITや新技術を積極的に取り入れて「eスポーツ」を推進します

- SNS、情報誌、広報媒体(広報千代田・区HP・スポーツセンターHP・SNS)を活用した情報発信を行っています。
- 千代田区体育協会だよりの発行支援によるスポーツ・レクリエーション情報を発信しています。
- 自宅や職場で気軽に行える運動プログラムを利用者が実行し記録すると、運動量に応じた仮想のスポーツ通貨が与えられる「千代田スポーツウォレット(仮)」はコロナ感染拡大等もあり、事業の具体化に至りませんでした。

写真

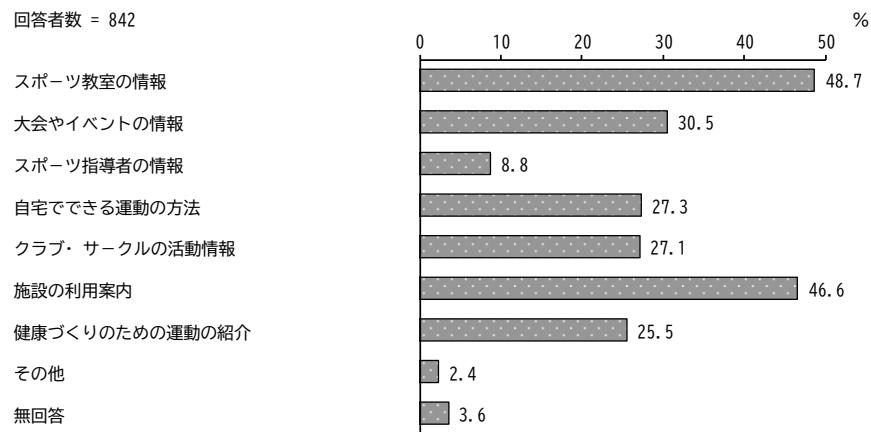
<区民アンケート>

- 区内のスポーツに関する情報の入手方法は「広報千代田(区の広報紙)」が50%台で最も高く、「特に入手していない」、「区のホームページ」等が続きます。(資料編 5 区民アンケート 問26) このうち、「特に入手していない」は男性64歳以下、女性50歳以下で比較的高くなっています。
- 区内のスポーツに関する情報の知りたい内容は「スポーツ教室の情報」、「施設の利用案内」、「大会やイベントの情報」等を挙げています。(次ページ左図 問27)
- eスポーツに『関心がある』(「非常に関心がある」と「ある程度関心がある」の合計)割合は30歳代以下で4割を超え、ほかの年齢より高くなっています。(次ページ右図 問18)

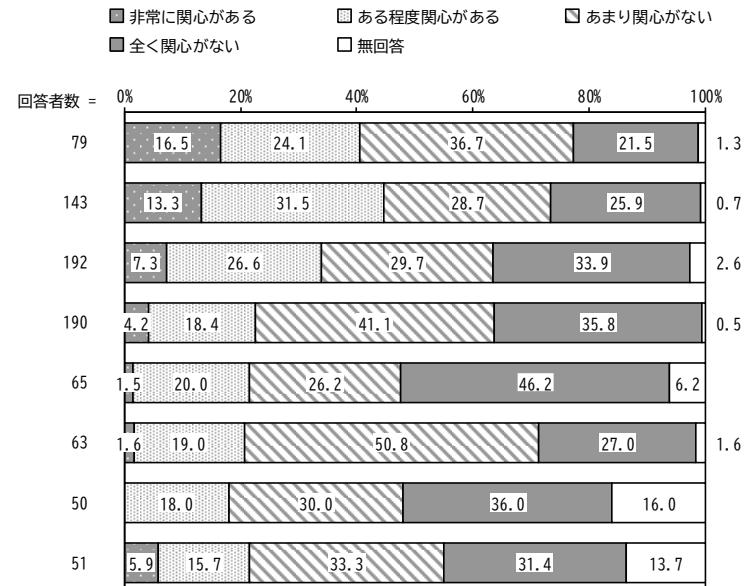
<関係団体等ヒアリング>

- 情報発信やデジタル技術の活用が必要な理由・目的は、「会員・参加者への連絡事項を周知するため」、「大会やイベント等の開催告知のため」、「競技の魅力を伝え、会員・参加者(競技人口)を増やすため」等を挙げています。

区内のスポーツに関する情報の知りたい内容／区民アンケート(問27)



eスポーツの関心度(年齢別)／区民アンケート(問18)



<情報発信とデジタル活用に関する現状と課題>

- 区民は主に紙媒体からスポーツに関する情報収集を行っています。知りたい情報はスポーツ教室・施設案内・大会情報等の自分が参加できる機会に関する情報ニーズが高くなっています。また、eスポーツへの関心は若年層が比較的高くなっています。
- スポーツとデジタルとの融合は親和性が高く、記録アプリ(スマートフォンやパソコンで運動量や歩数等を記録・管理する道具)、オンデマンド配信(視聴者が自分の好きな時に動画や音声を楽しめる配信方式)、オンラインレッスン(自分の好きな場所でインターネットで受けられる習い事)、スポーツのデータ解析等も普及・進化しています。また、年齢、性別、言語、場所、時間、障害の有無等を超えてスポーツを楽しむことも可能です。
- 情報発信とデジタル活用に関する課題は、働き盛り世代に情報を届けること、情報発信が単なる告知にとどめずに「魅力」を伝えること、デジタル技術を社会課題の解決に活用することが挙げられます。
- 課題解決の取組みは、①地域・学校・団体・企業等と連携して情報発信や体験機会を創出すること、②情報アクセシビリティ※の向上、③高齢化が進む中で健康づくりや社会とのつながりづくりという観点でデジタル技術を生かしていくことも考えられます。

音声コード位置

⑤「スポーツのまち」

<第2期計画の主な取組み・成果> *基本目標5:まちづくり スポーツを中心に行なう人が集い賑わいを生む「スポーツのまち」を目指します

- 区民体育大会は令和3年度に「千代田区民体育大会の見直し検討会」を設置、令和5年度に検討結果を反映した大会を開催しました(スポーツ体験コーナー、キッチンカーの設置等の新たな試みを実施)。
- ウォーキングコースを盛り込んだ「スポーツ・運動ガイドマップ」を平成 30 年2月に改訂し、令和3年度まで配布しました。

写真

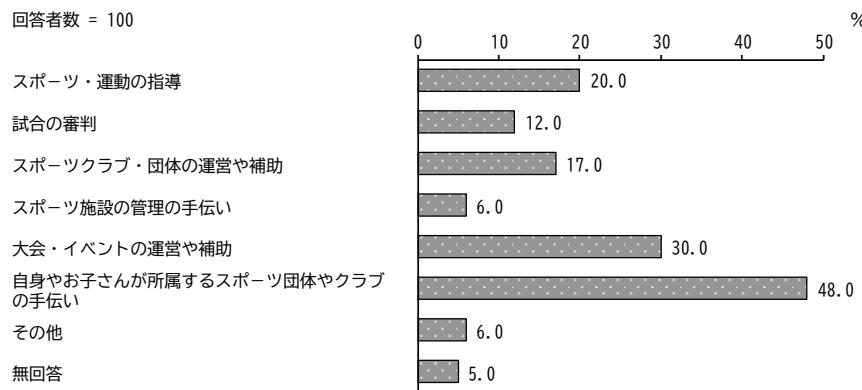
<区民アンケート>

- 参加したいスポーツイベントは「誰もが楽しめるイベント(ウォーキングやレクリエーション的なスポーツ体験会等)」、「スポーツの指導、講習が受けられるイベント」等を挙げています。(資料編 5 区民アンケート 問 10)
- 1年間のスポーツ観戦は「観戦・観覧あり(TV・インターネット含む)」が 80%台に上ります。(資料編 5 区民アンケート 問 22)
- 1年間にスポーツを支える活動は「行っていない」が 80%台に上ります。(資料編 5 区民アンケート 問 24)
- スポーツを支える活動を「日常的・定期的に行った」または「不定期に行った」人の活動内容は、「自身やお子さんが所属するスポーツ団体やクラブの手伝い」の割合が最も高くなっています。(次ページ左図 問 24-1)
- スポーツを支える活動を行わなかった理由は「機会がなかったから」の割合が最も高くなっています。(資料編 5 区民アンケート 問 24-2)
- 公共スポーツ施設運営や生涯スポーツ振興策は「スポーツ教室・大会・イベントの充実」、「子どもの居場所づくり・健全育成」、「施設の利用手続き、料金支払い方法などの簡略化・効率化」等を挙げています。(次ページ右図 問 29) このうち、女性 30~40 歳代では「子どもの居場所づくり・健全育成」と「子どもの体力向上」の割合が高くなっています。

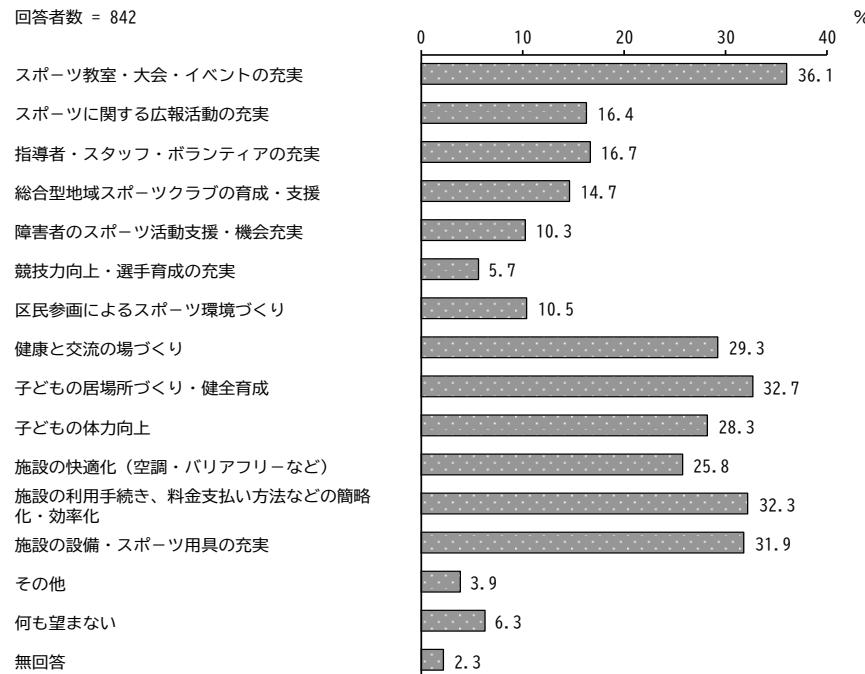
<関係団体等ヒアリング>

- ほかの団体と連携してスポーツ活動や健康づくり活動事業を行っている割合は 30%台にとどまります。
- 区内のほかの団体や地区・区外の団体等と連携したイベントを開催していきたいという積極的な意見があります。

スポーツを支える活動の内容(活動をした人が対象)／区民アンケート(問 24-1)



公共スポーツ施設運営や生涯スポーツ振興策への期待／区民アンケート(問 29)



<「スポーツのまち」に関する現状と課題>

- 多くの区民が会場やメディアを通じてスポーツを観戦したり、応援して楽しんでいます。ただし、試合や大会等の運営ボランティアに参加したり、特定のチームを応援したりする関わり方をしている区民は一部にとどまっています。
- 「スポーツのまち」に向けた課題は、スポーツがもたらす楽しさや喜びを発見する“きっかけ”を増やすこと、スポーツを通じて人々の生活や心をより豊かにする「ウェルビーイング」につなげていくことが挙げられます。
- 課題解決の取組みは、①スポーツを自分らしく楽しめる機会を増やすこと(活動やイベントで誰でも関われる役割の創出、支える活動の周知・啓発等)、②スポーツ教室やスポーツイベントで「多様な楽しみ方体験」や「交流プログラム」を増やすこと、③さまざまな分野・組織と連携した心身の健康づくり、スポーツの担い手育成、社会とのつながりづくり、スポーツを安全に楽しむ環境づくりが考えられます。

音声コード位置

(次章を奇数ページから始めるための余白ページ)

スポーツ活動をしている写真

写真

写真

写真

写真

写真

音声コード位置

第3章 計画の方向性

音声コード位置

1 基本理念

「千代田区第4次基本構想」で掲げる「生涯にわたり学びやスポーツに親しむことで、充実した人生を送れるようになっています。」という人々の暮らしのめざすべき姿の実現に向けて、スポーツ政策の基本的な考え方(基本理念)を定めます。

〔基本理念〕

スポーツで輝き、つながる人と未来 希望の都心 ちよだ

「スポーツで輝き」▶ 本区の唯一無二の地域資源を生かし、年齢、性別、国籍、障害の有無、在住・在勤・在学といった枠を超えて、誰もが自分らしい関わり方でスポーツを楽しむ環境をつくる、“スポーツの力を通じて人生が輝き、地域に交流が広がるまち”を目指します。

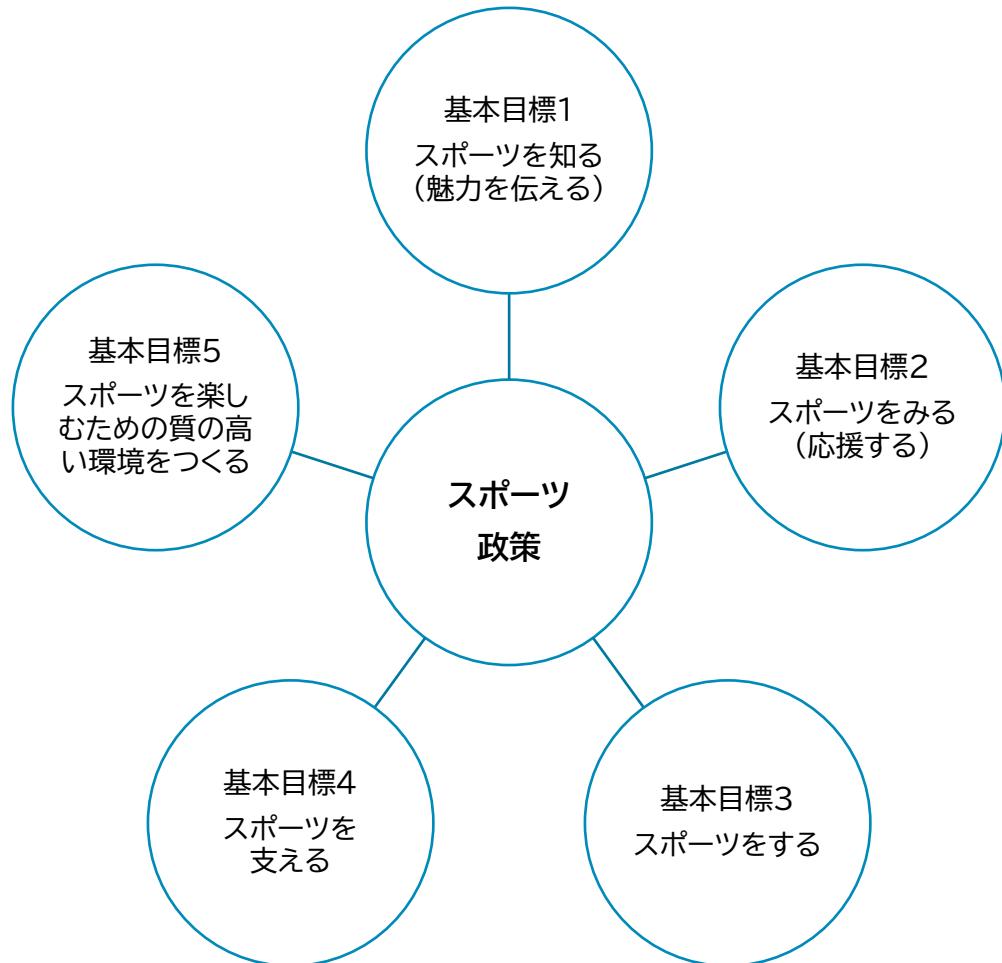
「つながる人と未来」▶ 地域に根付くスポーツ活動を本区のスポーツ・レガシー※として大切にしながら、関係者や団体等と力を合わせて、人と人がつながり、伝統と未来が調和する、“持続可能なスポーツ文化の継承”を目指します。

「希望の都心」▶ 多様な人々が集う『都心・千代田』という地域特性を最大限に生かし、スポーツの力によって人と人がつながり、ふれあいが広がることにより、一人ひとりの幸福度向上と地域の活力を高め、個人と社会のウェルビーイングの実現に寄与する、“スポーツによる希望に満ちたまちづくり”を目指します。



2 基本目標

基本理念の実現に向けた基本目標を設定します。



基本目標1 スポーツを知る(魅力を伝える)

パラスポーツやeスポーツ等のさまざまなスポーツを体験できる場を広げ、誰もがスポーツの魅力と楽しさに出会えるきっかけを増やします。

基本目標2 スポーツを見る(応援する)

年齢や国籍、障害の有無を問わず、誰もがスポーツを見る楽しさ、応援する楽しさと喜びを感じ、スポーツの感動を共有する環境をつくります。

基本目標3 スポーツをする

子どもから大人まで、誰もが自分に合った方法で体を動かし、忙しい生活中でも無理なく楽しめるよう、スポーツの輪を広げます。

基本目標4 スポーツを支える

地域のスポーツ団体・クラブ、学校、企業等と力を合わせて、伝統ある地域活動を大切にしながら、誰もがスポーツを楽しく続けられる基盤をつくります。

基本目標5 スポーツを楽しむための質の高い環境をつくる

新しいスポーツセンターや公園等、誰もが気持ちよく体を動かせる場所を増やしながら、デジタルの力も生かして、安心してスポーツを楽しむための質の高い環境をつくります。

音声コード位置

3 施策体系

スポーツで輝き、つながる人と未来 希望の都心 ちよだ

基本理念	基本目標	施策	取組名
	1 スポーツを知る (魅力を伝える)	1.1 スポーツの魅力・情報の発信 1.2 誰もが参加できるスポーツの体験機会	① スポーツの大会、講習会等に関するガイドブックの発行 ② スポーツ・レクリエーション活動に関する情報紙の発行 ③ 拡充 誰にでも届く情報発信手段の活用 ④ 拡充 パラスポーツ、e スポーツ、ニュースポーツを体験できる機会の提供 ⑤ マルチスポーツの普及に向けた体験会への支援
	2 スポーツを見る(応援する)	2.1 スポーツイベントの観戦機会の充実 2.2 高齢者や障害者の観戦を支援	⑥ 拡充 スポーツイベントの観戦機会の提供 ⑦ 拡充 スポーツイベントでの専用観覧席の設置等の実施
	3 スポーツをする	3.1 子どもの運動量の十分な確保、スポーツを通じた人間形成 3.2 すべての世代のスポーツ習慣の定着を支援 3.3 障害者のスポーツの推進 3.4 高齢者のスポーツの推進 3.5 地域のスポーツイベントの充実	⑧ 拡充 幼児・児童・生徒のための教室の実施 ⑨ 子どもの居場所づくりへの支援 ⑩ 児童センター・児童館でのスポーツ活動の実施 ⑪ 子どもの遊び場の確保 ⑫ 拡充 スポーツ教室・週間プログラムの実施 ⑬ スポーツ開放の実施 ⑭ スポーツ施設の区民利用の促進 ⑮ 講座・講習会パワチャード制度の実施 ⑯ 日曜青年教室の実施 ⑰ レクリエーション機会の提供 ⑱ 新規 障害児のためのスポーツ教室 ⑲ 高齢者のための運動プログラムの実施 ⑳ 生活機能低下防止事業の実施 ㉑ 高齢者活動センターでのスポーツ活動の実施 ㉒ 拡充 幅広い区民が参加できるスポーツイベントの開催 ㉓ スポーツを気軽に楽しめる講習会の充実 ㉔ スポーツ大会を活用した地域の活性化 ㉕ コミュニティスクール主催のスポーツイベントへの支援
	4 スポーツを支える	4.1 地域のスポーツ団体への支援 4.2 地域のスポーツクラブ、サークルへの支援 4.3 指導者・パラスポーツを支える人材の確保・育成 4.4 地域のスポーツ・レガシーの継承	㉖ 拡充 スポーツ団体への補助 ㉗ 少年少女スポーツ団体への支援 ㉘ 新規 スポーツ団体との連携強化 ㉙ 総合型地域スポーツクラブへの支援 ㉚ コミュニティスクール運営委員会への支援 ㉛ スポーツ推進委員の育成・支援 ㉜ 健康づくり推進員の活動 ㉝ スポーツ指導者人材バンク制度の運用 ㉞ スポーツセンターの指導員の設置 ㉟ 区立中学校の部活動の推進 ㉟ 地域のスポーツ資源を生かした取組みの推進 ㉟ 新規 地域スポーツの記録、発信の取組み
	5 スポーツを楽しむための質の高い環境をつくる	5.1 デジタル技術を活用したスポーツ・パラスポーツの推進 5.2 スポーツを身近でできる場・機会の確保 5.3 区立スポーツ施設の整備及び管理運営 5.4 安全で公正なスポーツ環境の整備と意識啓発の推進	㉙ 拡充 デジタル技術の活用 ㉙ 多世代参加型の e スポーツの体験イベントの開催 ㉚ 拡充 公園・広場におけるスポーツ機能の確保と地域資源の活用 ㉚ 区立施設の地域への開放 ㉛ 拡充 新スポーツセンターの整備 ㉛ 区立スポーツ施設の管理運営 ㉜ 新規 スポーツにおける熱中症対策等の推進 ㉜ 新規 スポーツ・インテグリティ強化のための取組み

音声コード位置

4 成果目標

本計画が着実に推進していることを評価するため、国や東京都をはじめとするスポーツ計画の事例を参照・参考にしつつ、区民の意識・実態に即して成果目標と目標値を設定します。

基本目標	5年後の姿	成果目標	基準	目標	出典
基本目標1 スポーツを知る(魅力を伝える)	スポーツの魅力が伝わっている	スポーツを大切と感じる区民の増加	69.6% (R6)	75% (R12)	スポーツを「大切」と感じる回答割合 (18歳以上区民アンケート)
基本目標2 スポーツを見る(応援する)	スポーツを見たり、応援したりする楽しみ方が広がっている	スポーツを観戦する区民の増加	80.6% (R6)	85% (R12)	1年間にスポーツ観戦・観覧(TV・インターネット含む)をしている回答割合 (18歳以上区民アンケート)
基本目標3 スポーツをする	スポーツの習慣化が広がっている	スポーツ実施率の向上(18歳以上)	68.4% (R6)	70% (R12)	運動・スポーツをしている頻度が「週1回」以上の割合 (区民世論調査)
基本目標4 スポーツを支える	スポーツを支える取組みが広がっている (スポーツ活動の手伝い、大会運営ボランティア等)	スポーツを支える活動をする区民の増加	11.8% (R6)	15% (R12)	1年間にスポーツを支える活動を「日 常的に・定期的に行った」と「イベン ト・大会で不定期に行った」の回答の合計割合 (18歳以上区民アンケート)
基本目標5 スポーツを楽しむための質の高い環境をつくる	区内に質の高いスポーツ環境が整っている	区内に質の高いスポーツ環境が整っていると感じる区民の増加	R8調査	5%増 (R12)	区内のスポーツ環境に満足していると回答する割合 (区民世論調査)

音声コード位置

(次章を奇数ページから始めるための余白ページ)

スポーツ活動をしている写真

写真

写真

写真

写真

写真

音声コード位置

第4章 スポーツ施策の推進

音声コード位置

基本目標1 スポーツを知る(魅力を伝える)

1.1 スポーツの魅力・情報の発信

施策方針

大会や講習会等のスポーツ情報を、誰にとってもわかりやすく、多様な媒体で発信し、より多くの人がスポーツの魅力に気づき、参加の輪が広がるようにします。

▶スポーツを始めたいと思った時、迷わず情報にたどり着けるとよい

(スポーツちよだ未来会議)

▶世代によって情報の受け取り方が違うことを考慮する必要がある

(関係団体等ヒアリング)



取組番号	取組名	主な取組内容	所管
①	スポーツの大会、講習会等に関するガイドブックの発行	スポーツの大会や講習会等をまとめた「千代田区スポーツ予定事業表」、「ちよだ生涯学習ガイドブック」を発行し、区民が興味あるスポーツを見つけやすい情報を発信します。	生涯学習・スポーツ課
②	スポーツ・レクリエーション活動に関する情報紙の発行	スポーツ推進委員による地域での活動を紹介する「千代田スポーツだより」を定期的に発行し、あわせてスポーツ協会が発行する情報紙の発行を支援することで、区民が身近にスポーツを楽しむ機会を広げます。	生涯学習・スポーツ課
③	拡充 誰にでも届く情報発信手段の活用	紙媒体やホームページ、SNS、動画配信等の多様な媒体の活用と情報アクセシビリティの向上を図ります。 子ども向け情報紙の活用や学校を通じた情報発信を通じて、地域に根ざしたスポーツ情報に自然にふれる環境づくりを進めます。	生涯学習・スポーツ課

1.2 誰もが参加できるスポーツの体験機会

施策方針

パラスポーツ、e スポーツ、ニュースポーツ、マルチスポーツ等の多様なスポーツを気軽に体験する機会を増やし、より多くの人が一緒に楽しめる、世代や属性を超えてつながるスポーツの魅力を感じられるようにします。

- ▶パラリンピック後、特にボッチャへの関心が高まっている
- ▶福祉理解や障害の理解促進につながるようなスポーツ活動を実施していく
(関係団体等ヒアリング)



取組番号	取組名	主な取組内容	所管
④	拡充 パラスポーツ、eスポーツ、ニュースポーツを体験できる機会の提供	Let's play ! パラスポーツ・eスポーツちよだ、ほりばた塾(ボッチャ講習会)、ニュースポーツ講習会等を実施し、誰もが気軽に新しい種目にふれるきっかけとなる機会の充実により、さまざまなスポーツに親しみ、参加する輪を広げます。	生涯学習・スポーツ課
⑤	マルチスポーツの普及に向けた体験会への支援	富士見スポーツ・文化クラブが主催するさまざまな種目を体験できるイベントを支援し、マルチスポーツの普及と地域での交流の広がりを促進します。	生涯学習・スポーツ課

音声コード位置

基本目標2 スポーツを見る(応援する)

2.1 スポーツイベントの観戦機会の充実

施策方針

世界大会や国内大会等のスポーツイベントを観戦する機会を提供し、区民が一流のプレーにふれることを通じて、スポーツを見る・応援する楽しさや、競技への関心に高めます。

- ▶区内は東京マラソンや世界陸上のコースになっている
 - ▶千代田区出身やゆかりのある選手を知る機会を増やす
- (スポーツちよだ未来会議)



取組番号	取組名	主な取組内容	所管
⑥	拡充 スポーツイベントの観戦機会の提供	区が後援する大会の区民枠の周知などを通じて、多くの区民がトップアスリートの活躍にふれる体験機会を一層増やし、スポーツへの関心と夢を育みます。	生涯学習・スポーツ課

2.2 高齢者や障害者の観戦を支援

施策方針

高齢者や障害者が安心してスポーツイベントや競技を観戦できるよう専用観覧席設置等を行い、観戦体験を通じて“誰もが応援の楽しさや感動を共有できるスポーツ文化”を発信します。

▶小・中学生向けにプロスポーツへの招待が時々ある
(スポーツちよだ未来会議)



取組番号	取組名	主な取組内容	所管
⑦	拡充 スポーツイベントでの専用観覧席の設置等の実施	区民体育大会やスポーツイベント等で、会場内に専用の観覧席や案内表示を設けるなど、高齢者や障害者が安心して観戦を楽しめる環境づくりを進めます。 区立スポーツ施設において高齢者や障害者が利用しやすい観戦支援の仕組みを検討します。	生涯学習・スポーツ課

音声コード位置

基本目標3 スポーツをする

3.1 子どもの運動量の十分な確保、スポーツを通じた人間形成

施策方針

幼稚から中高生までの成長段階に応じた遊び場の確保やスポーツ機会の充実を図り、スポーツを通じた心身の健やかな成長、思いやり、協調性等の豊かな人間性の育成に取組みます。

どのようなきっかけや場所があると、今よりもスポーツが好きになると思う？

気軽にスポーツができる場所がある	55.0%
知らないスポーツを知ったり、やったことのないスポーツを体験できる	40.6%
苦手なことを教えてもらえる	29.2%



スポーツをだれと一緒にすることが多い？

友だち	66.1%
おうちの人	34.6%
きょうだい	27.5%



(子どもアイデアボード)

取組番号	取組名	主な取組内容	所管
⑧	拡充 幼稚・児童・生徒のための教室の実施	スポーツセンターにおける子どもや親子を対象とした教室の充実を図り、家庭や自分で楽しみながら体を動かす習慣づくりを支援します。	生涯学習・スポーツ課
⑨	子どもの居場所づくりへの支援	放課後子ども教室でスポーツ体験を交えた活動を行い、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりと、スポーツ習慣の定着を図ります。	児童・家庭支援センター
⑩	児童センター・児童館でのスポーツ活動の実施	児童館事業や子育てひろば、中高生の居場所づくり等を通じて、身近な場所でのスポーツ活動を促進し、子どもたちの健全な成長と仲間づくりを支えます。	児童・家庭支援センター
⑪	子どもの遊び場の確保	子どもが自由にのびのびと遊べる環境づくりのため、子どもの遊び場の確保の取組みを進めるとともに、長期休暇中のスポーツ施設・学校体育館の開放を継続し、子どもが体を動かせる場を提供します。	生涯学習・スポーツ課 子育て推進課 道路公園課

3.2 すべての世代のスポーツ習慣の定着を支援

施策方針

スポーツセンターや身近な学校でスポーツをする環境づくり、バウチャー制度の利用促進を通じて、年齢を問わず、働き盛り世代や女性、元気な高齢者など、誰もが仕事や家事、学業の合間にリフレッシュしたり、多忙な生活の中で無理なくスポーツを続けることを応援します。

- ▶仕事をしていると教室等への参加がむずかしいため、平日の夜や土・日の教室があればとよい
- ▶小さな子どもがいても参加できる、もしくは預かっていただけるような状況で体を動かすことのできる機会がもう少しあればありがたい

(区民アンケート)



取組番号	取組名	主な取組内容	所管
⑫	拡充 スポーツ教室・週間プログラムの実施	スポーツセンターで運動実施率が低下する世代を対象とする取組みをはじめ、年齢や体力に応じて継続的に運動できるスポーツ教室や週間プログラムの充実を図り、区民の健康づくりとスポーツ習慣の定着を支援します。	生涯学習・スポーツ課
⑬	スポーツ開放の実施	スポーツセンターや中学校施設等で、日常的にスポーツを楽しめ、継続できる環境を提供します。	子ども施設課 生涯学習・スポーツ課
⑭	スポーツ施設の区民利用の促進	スポーツセンターの区民無料開放日を継続し、気軽に施設を利用できる機会を広げます。	生涯学習・スポーツ課
⑮	講座・講習会バウチャー制度の実施	講座や講習会の受講費用の一部を補助するバウチャー制度の利用を促進し、区民が自分に合ったスポーツを学び、継続的に取組むきっかけを広げます。	生涯学習・スポーツ課

音声コード位置

3.3 障害者のスポーツの推進

施策方針

地域や関係団体等と協力しながら、スポーツ教室やレクリエーション活動の充実を図り、障害児・障害者・その家族がスポーツを通じて体を動かすことの楽しさにふれ、交流や社会参加にもつながる取組みを進めます。

- ▶障害者が気軽にスポーツできるところを増やす
 - ▶パラスポーツの企画を増やす
- (スポーツちよだ未来会議)



取組番号	取組名	主な取組内容	所管
⑯	日曜青年教室の実施	四区レクリエーション大会やスポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者が生き生きとスポーツを楽しみながら交流を広げる機会を創出します。	生涯学習・スポーツ課
⑰	レクリエーション機会の提供	千代田区立障害者福祉センターえみふるで「スマイルちよだ」などを実施し、誰もが楽しめるレクリエーションの場を通じて、心身のリフレッシュと地域でのつながりが広がる環境をつくります。	障害者福祉課
⑱	新規 障害児のためのスポーツ教室	一人ひとりの特性に応じた指導を行う障害児を対象とした水泳教室を開設し、子どもの頃から運動の楽しさと達成感を感じられる機会を提供します。	生涯学習・スポーツ課

3.4 高齢者のスポーツの推進

施策方針

高齢者一人ひとりに適した運動プログラムや生活機能低下防止の取組み等を実施し、高齢者が仲間とともに楽しく体を動かす機会の拡充を通じて、健康寿命の延伸に寄与します。

▶高齢者も「身体を動かすこと」に関心を持ち、積極的に参加できるような案内、手続きの簡略化、施設の充実をお願いしたい
(区民アンケート)



取組番号	取組名	主な取組内容	所管
⑯	高齢者のための運動プログラムの実施	高齢者が無理なく継続できる運動プログラムを実施し、自立した生活の維持と健康寿命の延伸を支援します。	在宅支援課
⑰	生活機能低下防止事業の実施	運動・栄養・社会参加の3つのバランスがとれたフレイル対策事業を通じて、高齢者が心身ともに元気に暮らし続けられることを支えます。	在宅支援課
⑱	高齢者活動センターでのスポーツ活動の実施	高齢者総合サポートセンター「かがやきプラザ」にある高齢者活動センターでスポーツプログラムを提供し、体力維持と仲間づくりを通じて、生きがいづくりを支援します。	在宅支援課

音声コード位置

3.5 地域のスポーツイベントの充実

施策方針

区民体育大会や各種講習会の開催、スポーツ協会やコミュニティスクールが主催する多様なスポーツイベントの支援を通じて、気軽に参加でき、健康づくりと交流を広げるスポーツの気運を高めていきます。

- ▶企業・大学・大使館などと連携したスポーツイベントを実施するとよい
- ▶年代層を限定せず、全世代を対象にしたイベントを実施するとよい
(スポーツちよだ未来会議)



取組番号	取組名	主な取組内容	所管
②	拡充 幅広い区民が参加できるスポーツイベントの開催	親子で楽しめるスポーツ・レクリエーションや子どもから大人まで年齢や経験に応じてさまざまな競技に参加できる区民体育大会などのスポーツイベントを開催し、幅広い区民が集い、地域の一体感と健康づくりの楽しさをより一層広げます。	生涯学習・スポーツ課
③	スポーツを気軽に楽しめる講習会の充実	スポーツ協会主催の各種講習会への支援、ニュースポーツ、民踊、ボッチャ等の講習会の開催を通じて、スポーツを気軽に楽しむ人の拡大を図ります。	生涯学習・スポーツ課
④	スポーツ大会を活用した地域の活性化	区民スポーツ大会やスポーツ協会主催の各種大会を支援し、スポーツによる交流と地域の活力向上を促進します。	生涯学習・スポーツ課
⑤	コミュニティスクール主催のスポーツイベントへの支援	神田さくら館の親子プールまつりやコミュニティスクール交流祭を支援し、スポーツ活動を通じて、世代を超えた交流と地域のつながりを深めます。	生涯学習・スポーツ課

基本目標4 スポーツを支える

4.1 地域のスポーツ団体への支援

施策方針

スポーツ団体と少年少女スポーツ団体の主体的な活動を支援し、子どもから大人まで誰もが楽しく体を動かせるよう、団体と行政が力を合わせて地域スポーツの基盤強化に取組みます。

- ▶団体運営者や指導者の高齢化が進んでおり、新規会員も減少している
- ▶若い世代の参加が少ない
(関係団体等ヒアリング)



取組番号	取組名	主な取組内容	所管
⑥	拡 充 スポーツ団体への補助	スポーツ協会の運営支援のより一層の充実とともに夏期ラジオ体操会の活動支援を通じて、地域のスポーツ団体が安定的に活動できる環境を整え、区民が身近に参加できるスポーツ振興を支えます。	生涯学習・スポーツ課
⑦	少年少女スポーツ団体への支援	夢の島東少年野球場と江戸川河川敷少年サッカー場の運営、施設利用補助を通じて、次世代を担う子どもたちの健全な育成とスポーツを通じた成長を支える環境を提供します。	生涯学習・スポーツ課
⑧	新 規 スポーツ団体との連携強化	スポーツ団体への事業移管等による連携強化を図り、団体の創意工夫を生かしながら、地域の実情に即したスポーツ活動を広げます。	生涯学習・スポーツ課

音声コード位置

4.2 地域のスポーツクラブ、サークルへの支援

施策方針

総合型地域スポーツクラブとコミュニティスクールの主体的な運営を支援し、子どもから大人までが身近な場所でスポーツを楽しみながら、健康と交流が生まれる地域づくりを進めます。

- ▶活動が高齢者の健康維持・体力向上につながっている
- ▶定年退職後の新たな交流の場として機能している
(関係団体等ヒアリング)



取組番号	取組名	主な取組内容	所管
⑨	総合型地域スポーツクラブへの支援	富士見スポーツ・文化クラブへの補助を通じて、地域住民が世代や競技の枠を超えて多様なスポーツに親しめる環境を支援し、地域に根ざした持続的なスポーツ活動の推進を図ります。	生涯学習・スポーツ課
⑩	コミュニティスクール運営委員会への支援	地域毎のコミュニティスクール運営委員会を支援し、地域と学校が連携して企画・運営する取組みを通じて、子どもから大人までが参加できる地域スポーツと学びの場を広げます。	生涯学習・スポーツ課

4.3 指導者・パラスポーツを支える人材の確保・育成

施策方針

スポーツ推進委員等の指導者や支援者の計画的な確保・育成を図り、誰もが安心して楽しめる地域スポーツやパラスポーツの輪を広げる持続可能な人材基盤を構築します。

- ▶ 地域でのユニバーサルスポーツ指導者の育成が必要となる
- ▶ 指導者が高齢化のため、新しい指導者の確保が課題である
(関係団体等ヒアリング)
- ▶ スポーツボランティアを行う機会を増やすとよい
(スポーツちよだ未来会議)



取組番号	取組名	主な取組内容	所管
①	スポーツ推進委員の育成・支援	研究会の開催や全国研究協議会への派遣を通じてスポーツ指導者の知識と実践力を高め、区民や地域の主体的なスポーツ活動を支える体制を充実します。	生涯学習・スポーツ課
②	健康づくり推進員の活動	研修会の実施や自主講座・講習会の開催を通じて地域における健康づくりの担い手を育成し、区民の自発的な健康づくりの意識向上を促進します。	地域保健課
③	スポーツ指導者人材バンク制度の運用	地域の団体や学校と指導者をつなぐ人材バンク制度の活用を通じて、スポーツを支える活動の普及と指導者の確保・育成に取組みます。	生涯学習・スポーツ課
④	スポーツセンターの指導員の設置	スポーツセンターの個人開放事業等に指導員を配置し、安全で質の高い指導体制を整えます。	生涯学習・スポーツ課
⑤	区立中学校の部活動の推進	部活動への講師派遣を行い、教員の負担軽減を図りながら、生徒の多様なスポーツ活動の場を確保します。	指導課

音声コード位置

4.4 地域のスポーツ・レガシーの継承

施策方針

本区が発祥の地であるラジオ体操会をはじめ、地域に根付いたスポーツ活動・大会等の支援と、参加の輪を広げる取組みを通じて、参加者と担い手の裾野をさらに広げ、本区独自の誇れるスポーツ・レガシーを未来へつなげます。

- ▶ラジオ体操は地域それぞれが工夫しながら運営している
- ▶コロナ禍の影響で参加者が減少している
(関係団体等ヒアリング)



取組番号	取組名	主な取組内容	所管
⑥	地域のスポーツ資源を生かした取組みの推進	夏期ラジオ体操会への支援などを通じて、地域に長く親しまれている「健康づくり」と「地域のつながり」を深める取組みを区内全体へ広げて継承します。	生涯学習・スポーツ課
⑦	新規 地域スポーツの記録、発信の取組み	区内のスポーツイベントの活動や地域で活躍する人々を記録し、動画や広報媒体を通じて広く情報発信することにより、地域のスポーツの歩みを未来につなぎ、参加意欲と誇りを高めます。	生涯学習・スポーツ課

基本目標5 スポーツを楽しむための質の高い環境をつくる

5.1 デジタル技術を活用したスポーツ・パラスポーツの推進

施策方針

デジタル技術を活用して、誰もが参加できるスポーツ事業を推進し、スポーツを通じて「健康(健康寿命の延伸)」と「つながり(共生社会の形成)」を区全体に広げます。

- ▶誰もが楽しめる e スポーツやマイナースポーツが盛んになるとよい
(スポーツちよだ未来会議)
- ▶e スポーツへの関心がある人が約3割に上り、中でも若い年代で高くなっている
(区民アンケート)



取組番号	取組名	主な取組内容	所管
⑧	拡充 デジタル技術の活用	スポーツセンターやグラウンドの利便性を向上するために、デジタルやAI(人工知能)技術を活用した、新たな機能や取組みを検討します。	生涯学習・スポーツ課
⑨	多世代参加型のeスポーツの体験イベントの開催	「Let's play ! パラスポーツ・eスポーツちよだ」を通じて、子どもも高齢者も楽しめる多様なスポーツ体験の場を提供します。	生涯学習・スポーツ課

音声コード位置

5.2 スポーツを身近でできる場・機会の確保

施策方針

公園・広場や学校施設等の地域資源を活用して、スポーツを安全に楽しめる場を増やし、身近な場所で健康増進や世代を超えた交流が広がるようにします。

- ▶スポーツが好きになるきっかけについて、「気軽にスポーツができる場所がある」が第1位
(子どもアイデアボード)
- ▶子どもがスポーツを地元の友達とやろうと思っているても、気軽に使う環境がない
(区民アンケート)



取組番号	取組名	主な取組内容	所管
④	拡充 公園・広場におけるスポーツ機能の確保と地域資源の活用	区内の公園・広場において、区民が身近な場所で安全に体を動かせる環境を確保するとともに、スポーツを楽しめる機能を充実させることで、身近でスポーツができる場を提供します。また、外濠公園総合グラウンドについては、国指定史跡としての価値の啓発・活用に取組みます。	道路公園課 文化振興課
④	区立施設の地域への開放	学校の校舎や校庭を、学校教育活動に支障のない範囲で町会や区民自主サークル等の活動の場所として提供するとともに、区民施設も活用しながら、地域に開かれたスポーツの場を広げ、区民の交流と地域スポーツの活性化を図ります。	子ども施設課 学務課 高齢介護課 生涯学習・スポーツ課

5.3 区立スポーツ施設の整備及び管理運営

施策方針

本区のスポーツ拠点となる新スポーツセンターの整備、区立スポーツ施設の適切な管理運営に取組み、快適性・安全性・利便性が高く、誰もが利用したくなるスポーツ環境の充実を図ります。

- ▶施設の利用時間の拡大、予約方法等、より使いやすくなる工夫をしてほしい
(スポーツちよだ未来会議)
- ▶バリアフリー対応の充実は重要である
(関係団体等ヒアリング)



取組番号	取組名	主な取組内容	所管
②	拡充 新スポーツセンターの整備	新スポーツセンターの整備と整備期間中の活動場所を確保することで区民が継続的に運動や交流を楽しめるスポーツ拠点の形成を図ります。	生涯学習・スポーツ課
③	区立スポーツ施設の管理運営	スポーツセンター、花小金井運動施設等の区立スポーツ施設を適切に管理・運営し、利用者の利便性向上と施設機能の充実を図ります。	生涯学習・スポーツ課

音声コード位置

5.4 安全で公正なスポーツ環境の整備と意識啓発の推進

施策方針

スポーツ活動の安全管理と公正性を確保する体制を強化し、倫理教育・相談支援等を通じて、誰もが安心して参加できる安全で健全なスポーツ環境を実現します。

写真

取組番号	取組名	主な取組内容	所管
④	新規 スポーツにおける熱中症対策等の推進	気温や湿度等の天候に応じたグラウンドの予約キャンセルの受付やスポーツにおける熱中症等の対策をするための設備や備品の充実を図ることで、安全かつ安心してスポーツを行える環境を整備します。	生涯学習・スポーツ課
⑤	新規 スポーツ・インテグリティ強化のための取組み	区事業のスポーツ指導者等を対象に、精神的・身体的な苦痛を与える行為となるハラスメント防止研修の実施や相談窓口の周知、各団体の健全運営の仕組みであるガバナンス強化に向けた取組みへの支援等を通じて、誰もが安心してスポーツに取組める環境を区内に広げます。	生涯学習・スポーツ課



コラム／スポーツ・インテグリティとは

- スポーツ・インテグリティとは、スポーツにおける「誠実性・健全性・高潔性」のことです。ドーピングや八百長、違法賭博、暴力、ハラスメント、差別、団体ガバナンスの欠如等の不正が無い状態を指します。東京都では、スポーツにおける不正や差別、ハラスメント等の根絶等を図るため、競技団体の役員や指導者に向けた研修等を実施しています。(出典:東京都スポーツ推進本部)
- 「スポーツ基本法」は令和7年6月に一部改正されました。この改正では、公正で安全なスポーツ環境を確保するため、公正性・透明性・ハラスメント防止・事故防止・ガバナンス強化等、スポーツ・インテグリティに関する国・自治体の責務が大幅に強化されました。

第5章 計画の推進

音声コード位置

1 計画の推進体制

▶推進体制

本計画の推進にあたっては、区民をはじめ、多くの人や組織がそれぞれ主体的にスポーツに関わり、本区でスポーツの価値が高まるよう、相互に連携と協働を図りながら取組みます。

▶各主体への期待・役割

区民・地域	<ul style="list-style-type: none">自分らしくスポーツを楽しみ、日常的に実践や応援、イベント参加、パラスポーツへの関わりを通じて、スポーツ文化の担い手となることを期待します。スポーツを通じて地域や社会とのつながりを深めることを期待します。
スポーツ団体・サークル スポーツ指導者	<ul style="list-style-type: none">主体的なスポーツ活動、適切な指導、スポーツイベント開催等を通じて、スポーツの楽しさを広める一翼を担うことを期待します。スポーツ・レガシーの継承とともに、スポーツを通じた合理的配慮の普及、地域コミュニティの活性化等、より良い社会形成に寄与することを期待します。
企業	<ul style="list-style-type: none">従業員と家族の健康づくり、地域・団体・行政との連携、企業の有する資源(施設、技術、人材等)等を通じて、スポーツの価値向上を図ることを期待します。
学校 保育所・幼稚園 こども園	<ul style="list-style-type: none">教育・保育活動において、子どもたちが体を動かす機会やスポーツを通じて学びあう機会の充実を図り、体力向上、多様な体験、自己肯定感、協調性等を育み、健康と人間的成長に寄与することを期待します。障害児やスポーツが不得手な子ども等も含め、誰もが自分らしい方法でスポーツに関わることのできる機会の確保を期待します。
区(行政)	<ul style="list-style-type: none">区内の生涯学習・スポーツ、教育、福祉、まちづくり等の分野間連携の一層の推進を図るとともに、関係機関等と連携しながら、スポーツ習慣の定着と誰もが安全にスポーツを楽しめる環境整備を進めます。スポーツの価値を高める施策の推進におけるリーダーシップを発揮します。

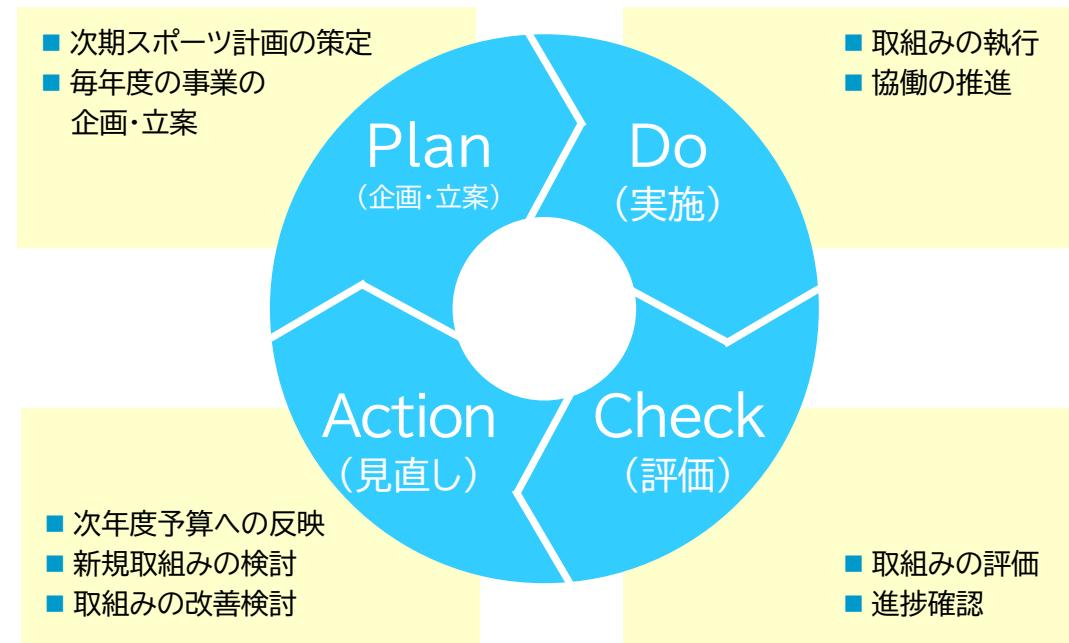
2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、PDCAサイクルに沿って施策及び事業の点検・評価を定期的に実施し、成果目標に向けて施策の継続的な見直しを図ります。

PDCAサイクル

施策や事務事業の企画・立案、実施、評価、見直し(Plan-Do-Check-Action)のサイクルを継続して行うことにより、施策や事務事業を見直し、その結果を実施方法の改善や予算へ反映させる手法をいう。

資料:千代田区参画・協働ガイドライン(平成26年4月策定)



(次章を奇数ページから始めるための余白ページ)

スポーツ活動をしている写真

写真

写真

写真

写真

写真

音声コード位置

資料編

音声コード位置

1 千代田区スポーツ振興基本計画策定委員会

①設置要綱

千代田区スポーツ振興基本計画策定委員会設置要綱

令和7年5月1日
7千地生ス発第126号

(設置)

第1条 千代田区スポーツ振興基本計画(以下「スポーツ振興基本計画」という。)の策定にあたり、様々な視点を踏まえ検討するため、千代田区スポーツ振興基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

(1)スポーツ振興基本計画の策定に関する事項

(2)その他、千代田区長(以下「区長」という。)が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

(1)学識経験者

(2)一般社団法人千代田区スポーツ協会の役員等

(3)千代田区スポーツ推進委員協議会の役員等

(4)総合型地域スポーツクラブの役員等

(5)千代田区健康づくり推進員

(6)スポーツ競技の関係者

(7)パラスポーツ競技の関係者

(8)小学校、中学校又は中等教育学校の教職員

(9)地域振興部文化スポーツ担当部長

(10)その他区長が必要と認めた者

2 委員会の委員は、13名以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からスポーツ振興基本計画が策定された日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

- 第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、区長が指名する委員をもって充てる。
 - 3 委員長は、委員会を代表して総括し、委員会の議長となる。
 - 4 副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。
 - 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の招集は、委員長が行う。
- 2 委員会は、委員の半数以上の出席(音声及び映像の送受信により相互の状態を即時に認識しながら通話をすることができる方法による出席を含む。)がなければ会議を開くことができない。
 - 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
 - 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

- 第7条 委員会の庶務は、地域振興部生涯学習・スポーツ課において処理する。

(その他)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

附則(令和7年6月30日7千地生ス発第507号)

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

音声コード位置

②委員名簿

(敬称略)

氏名	所属等	備考
1 寺 田 佳 代	国際基督教大学 教養学部 保健体育プログラム 課程准教授	委員長
2 菅 野 豊	一般社団法人千代田区スポーツ協会 会長	副委員長
3 植 田 浩 敏	千代田区スポーツ推進委員協議会 会長	
4 飯 田 加世子	富士見スポーツ・文化クラブ 運営委員	
5 田 口 純 子	千代田区健康づくり推進員	
6 水 野 智佳子	元オリンピック日本代表	
7 藤 田 勝 敏	公益社団法人東京都障害者スポーツ協会 スポーツ振興部長	
8 美 越 英 宣	千代田区立番町小学校 校長	
9 野 村 公 郎	千代田区立九段中等教育学校 統括校長	
10 中 田 治 子	千代田区 地域振興部 文化スポーツ担当部長	

2 計画策定の経過

日程	会議等	内容等
令和6年12月2日～12月25日	区民アンケート	18歳以上の区民 2,000人(無作為抽出) 回答 842人(有効回答率42.1%)
令和7年1月～3月	関係団体等ヒアリング	区内で活動するスポーツ団体 53団体等 回答 37件(回答率69.8%)
令和7年6月23日	第1回千代田区スポーツ振興基本計画策定委員会	委員長・副委員長選出 (1)計画の策定趣旨、スケジュールについて (2)現行計画の進捗状況について (3)令和6年度調査について
令和7年8月1日	スポーツちよだ未来会議	公募(在住・在勤・在学) 8名
令和7年9月8日	第2回千代田区スポーツ振興基本計画庁内検討会	(1)計画素案の検討について (2)計画の方向性について
令和7年10月5日	子ども意見ボード	区民体育大会に訪れた子どもからの意見収 意見数 300件
令和7年11月5日	第1回千代田区スポーツ振興基本計画庁内検討会	(1)千代田区スポーツ振興基本計画について (2)施策・事業体系案について (3)今後のスケジュールについて
令和7年11月17日	第3回千代田区スポーツ振興基本計画策定委員会	(1)前回委員会の振り返りについて (2)計画素案について

音声コード位置

3 区内スポーツ関連施設一覧

①区内にあるスポーツに関する施設

施設名	施設内の設備等	住所
スポーツセンター	主競技場 卓球場 剣道場 柔道場 弓道場 相撲場 トレーニングルーム 多目的室 プール ゴルフレンジ	内神田2-1-8
昌平童夢館 (コミュニティスクール)	プール 体育館 屋上校庭 多目的ホール	外神田3-4-7
神田さくら館 (コミュニティスクール)	プール 体育館 校庭 多目的ホール	神田司町2-16
麹町小学校 (コミュニティスクール)	プール 体育館 校庭	麹町2-8
富士見みらい館 (コミュニティスクール)	プール 体育館 軽音楽スタジオ	富士見1-10-3
九段小学校	体育館	三番町 16
お茶の水小学校	プール 体育館 校庭	神田猿楽町 1-1-1

施設名	施設内の設備等	住所
和泉小学校 ちよだパークサイドプラザ	プール	神田和泉町1
	体育館	
	多目的ホール	
麹町中学校	武道場	平河町 2-5-1
神田一橋中学校	武道場	一ツ橋 2-6-14
	体育館	
九段生涯学習館	レクリエーションホール	九段南1-5-10
いきいきプラザー一番町	プール	一番町12
外濠公園総合グラウンド	競技場	五番町先
	テニスコート(2面)	
花小金井運動施設	軟式野球場(2面)	小平市花小金井南町3-2-7
夢の島東少年野球場	少年軟式野球場(2面)	江東区夢の島
江戸川河川敷少年サッカー場(賃貸借)	少年サッカー場	埼玉県三郷市岩野木先
スポーツ開放校	麹町中学校体育館	
	神田一橋中学校体育館	
	旧今川中学校体育館	
	旧練成中学校体育館	
校庭開放校	区立小学校 8校	

音声コード位置

②千代田区の公園・広場等

施設種別	施設名	施設内の設備等
区立都市公園 広場等	宮本公園(外神田 2-16-9)	
	芳林公園(外神田 3-5-18)	
	東郷元師記念公園(三番町 18)	健康遊具
	練成公園(外神田 6-11-19)	
	錦華公園(神田猿楽町 1-1-2)	
	淡路公園(神田淡路町 2-27)	
	西神田公園(西神田 2-3-11)	健康遊具
	神田児童公園(神田司町 2-2)	
	神田橋公園(神田錦町 1-29)	
	佐久間公園(神田佐久間町 3-21)	
	三宅坂小公園(隼町 4-3)	
	龍閑児童公園(岩本町 1-14-1)	
	常盤橋公園(大手町 2-7-2)	
	清水谷公園(紀尾井町 2-1)	
	千鳥ヶ淵公園(麹町 1-2、一番町 2)	健康遊具
	九段坂公園(九段南 2-2-18)	
	富士見児童公園(富士見 1-1-16)	
	神保町愛全公園(神田神保町 2-20-3)	
	和泉公園(神田和泉町 1)	
都立公園 國民公園	秋葉原公園(神田佐久間町 1-18)	
	内神田尾嶋公園(内神田 1-5-14)	健康遊具
	外濠公園(五番町、富士見 2 丁目、九段北 4 丁目)	
	小川広場(神田小川町 3-6)	フットサルコート・バスケットゴール
	北の丸公園(北の丸公園 1-1)	
	皇居外苑(皇居外苑 1-1)	
	日比谷公園(日比谷公園 1-6)	

4 用語解説

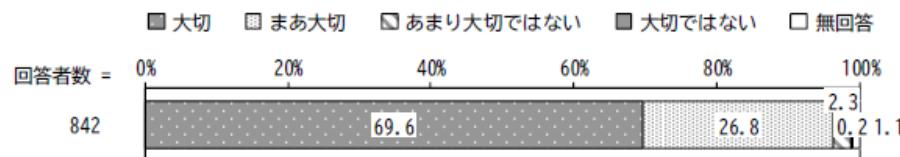
五十音	用語	説明
アルフ アベツ ト	AR、VR	AR(拡張現実)は、現実世界にデジタル情報を重ねる技術です。スポーツではフォームや動作の解析、年齢や運動能力に関係なく楽しめるスポーツ等に活用されています。VR(仮想現実)は、仮想の世界に入り込む技術です。ゴーグルを装着した仮想空間で技術の習得や、臨場感あふれるスポーツ観戦、対戦型スポーツ等に活用されています。
	SNS	「Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)」の頭文字をとったもので、インターネット上で人と人がつながり、情報や写真・動画をやり取りできるサービスのことです。
あ行	アスリート	高い競技力を持つスポーツ選手のことです。
	アーバンスポーツ	アーバンスポーツは、エクストリームスポーツ(速さや高さを極限まで追求し、過激で華麗な離れ業を競いあうスポーツ)の中で都市での開催が可能なものの総称で、「都市型スポーツ」「ストリートスポーツ」とも呼ばれます。種目はボルダリング、BMX、スラックライン、パルクール、スケートボード、3×3(バスケットボール)等ですが、特に種目を限定するものではありません。
か行	コミュニティスクール	本区のコミュニティスクールは、小学校の授業や区の事業などが行われない時間帯に区立複合施設を一般に開放する事業です。
さ行	情報アクセシビリティ	年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが必要な情報にたどり着き、利用できることをいいます。
	スポーツボランティア	団体や大会の運営等に報酬を目的としないで手伝いや支援を行う人のことをいいます。
	スポーツ・レガシー	スポーツを通じて生まれる「次世代に残すべき遺産(レガシー)」のことをいいます。
な行	ニュースポーツ	年齢・体力・経験に関係なく、誰でも気軽に参加しやすい“新しいタイプのスポーツ”的総称です。伝統的な競技スポーツ(野球・サッカー等)とは異なり、ルールがわかりやすい、体力差が出にくい、初心者でも楽しめる、みんなで一緒にプレーできるといった特徴があります。
は行	フレイル	加齢によって筋力や認知機能、気力や社会性が低下する「心身の虚弱状態」のことです。健康と要介護の中間にあたり、早期に気づいて運動・栄養・社会参加等で予防や改善が可能です。
ま行	マルチスポーツ	マルチスポーツは、子どもたちが複数のスポーツを同時期に行うことを指します。同時に複数のスポーツを経験することは身体機能の向上やケガの防止だけではなく、複数の仲間(コミュニティへの所属)を通じて、子ども自身の社会性や協調性などを育む教育的な意義もあります。スポーツ庁は令和6年度よりジュニア期の子どもたちを対象に、我が国に適した「日本型マルチスポーツ」環境の構築を図るべく、新たな取組みをスタートさせました。

音声コード位置

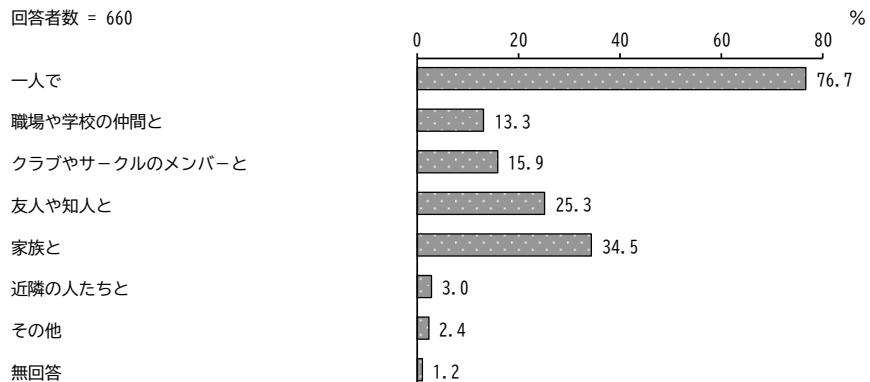
5 区民アンケート

本計画の策定にあたり実施した区民アンケート(18歳以上 842人回答)から、「第2章 スポーツに関する現状と課題」の中で用いたアンケート結果を掲載します。

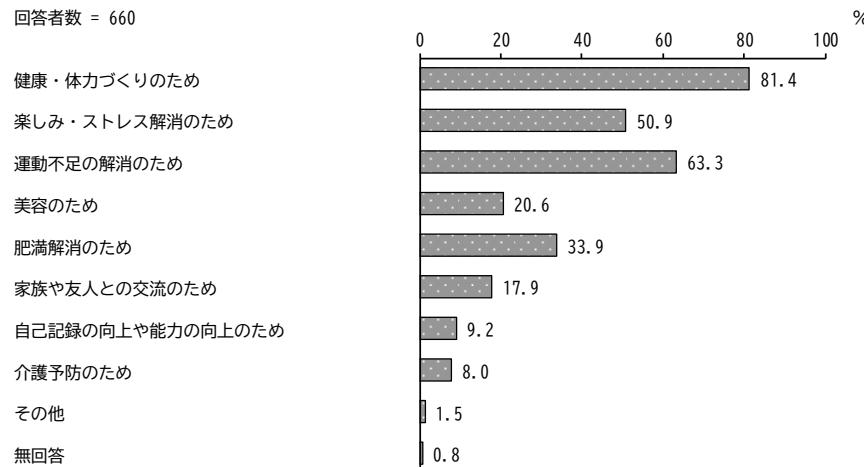
スポーツを大切だと感じる気持ち(問6)



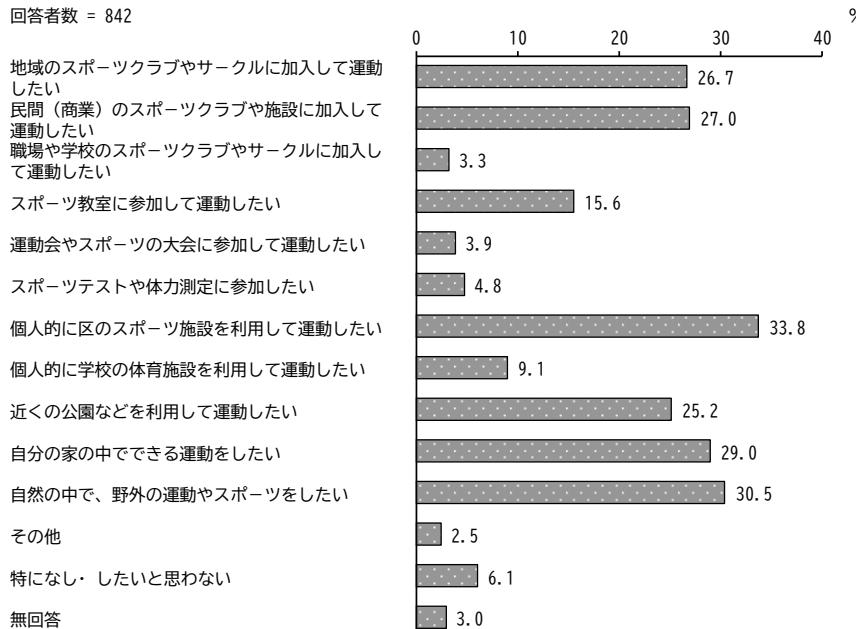
1年間に一緒にスポーツをした相手(月1回以上行っている人が対象)(問7-5)



スポーツを行う目的(月1回以上行っている人が対象)(問7-2)



スポーツをしたい機会や場所(問9)



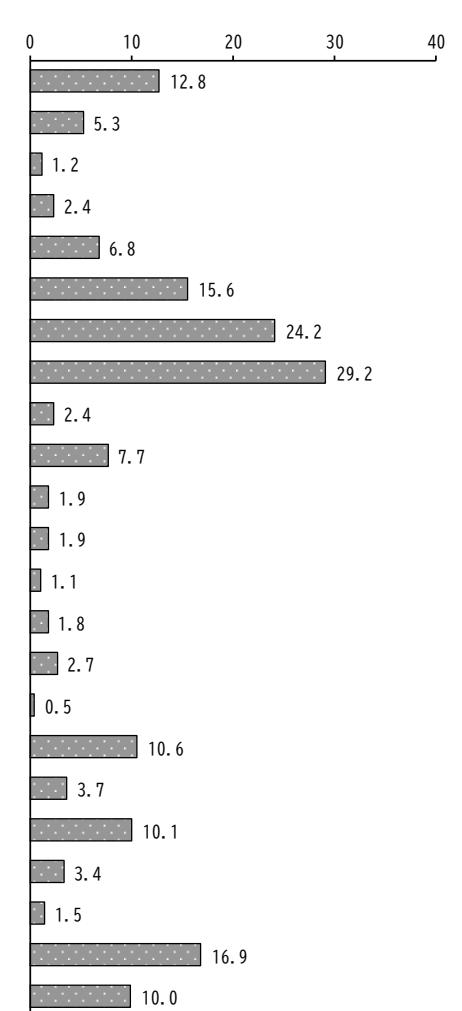
今後参加したいスポーツイベント(問10)

回答者数 = 842

- 本格的にスポーツを楽しめるイベント（マラソン大会や競技会等） 11.0
- 誰もが楽しめるイベント（ウォーキングやレクリエーション的なスポーツ体験会等） 35.0
- 近隣住民が交流できるイベント（学校・地域の運動会や地域主催のスポーツ体験会等） 14.0
- 同じ職場の人同士が交流できるイベント（社内運動会やボウリング大会等） 5.7
- スポーツの指導、講習が受けられるイベント 28.9
- 介護予防など健康づくりをテーマにしたイベント 14.8
- 体力テスト、スポーツテストなど 11.4
- 他のスポーツイベント 4.0
- 特になし 27.9
- 無回答 3.7

今後利用したいスポーツ施設(問12)

回答者数 = 842



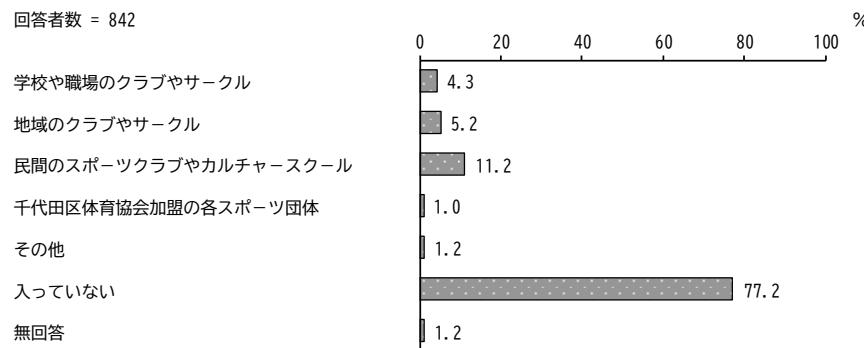
1年間の区立スポーツ施設等の利用状況(問13)

回答者数 = 842

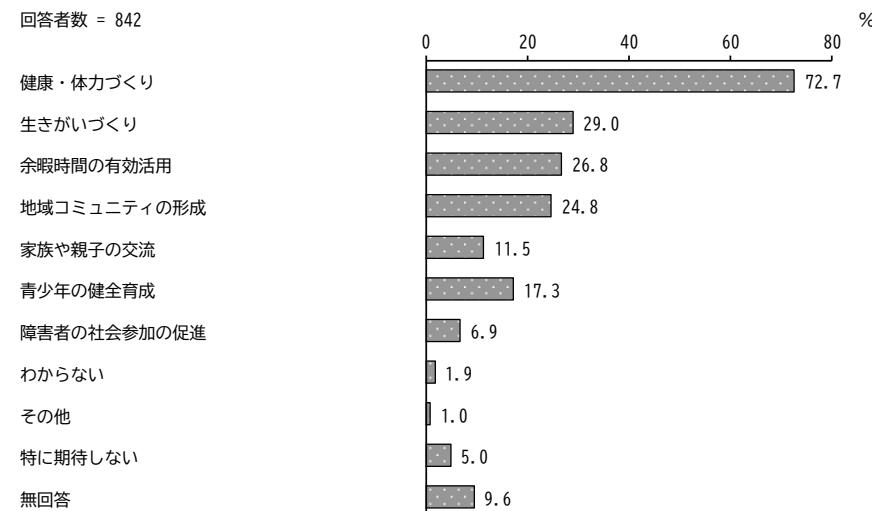
- スポーツセンター 24.5
- 外濠公園総合グラウンド（野球・サッカー） 20.0
- 外濠公園総合グラウンド（テニス） 19.6
- 花小金井運動施設 19.6
- コミュニティスクール（麹町・富士見・千代田・昌平小学校） 21.3
- 中学校の体育館利用（スポーツ開放） 19.4
- その他 3.4
- 利用したことがない 57.5
- 無回答 13.2

音声コード位置

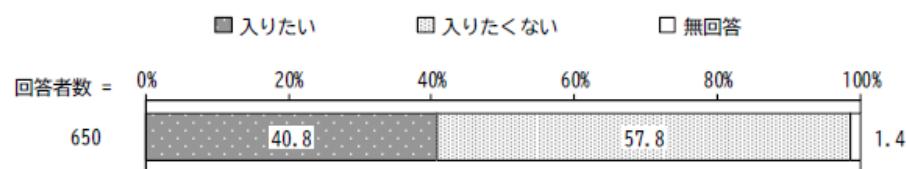
スポーツのクラブやサークルなどの入会状況(問 14)



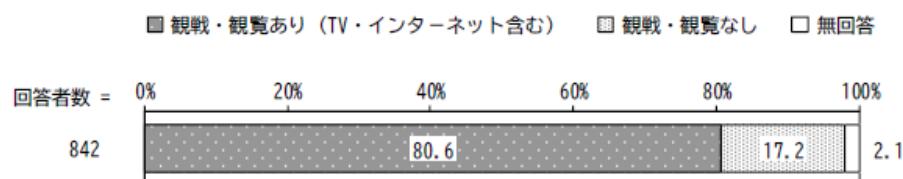
地域スポーツ活動に期待する効果(問 21)



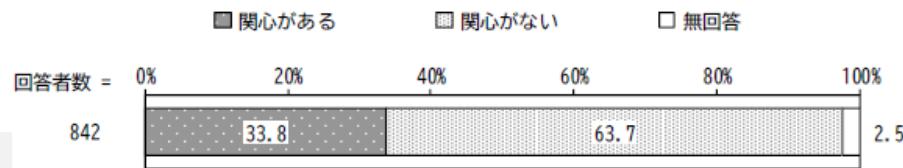
スポーツのクラブやサークルへの加入希望(入会していない人が対象)(問 14-2)



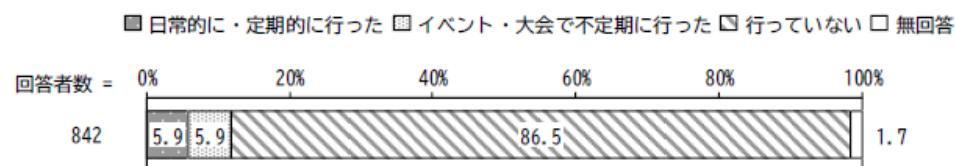
1年間のスポーツの試合や大会の観戦経験(問 22)



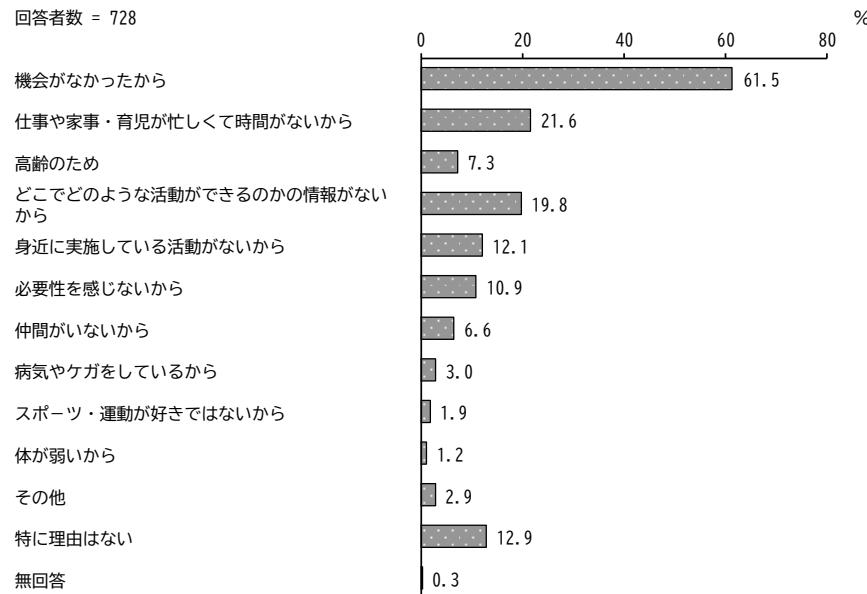
障害者スポーツへの関心(問 17)



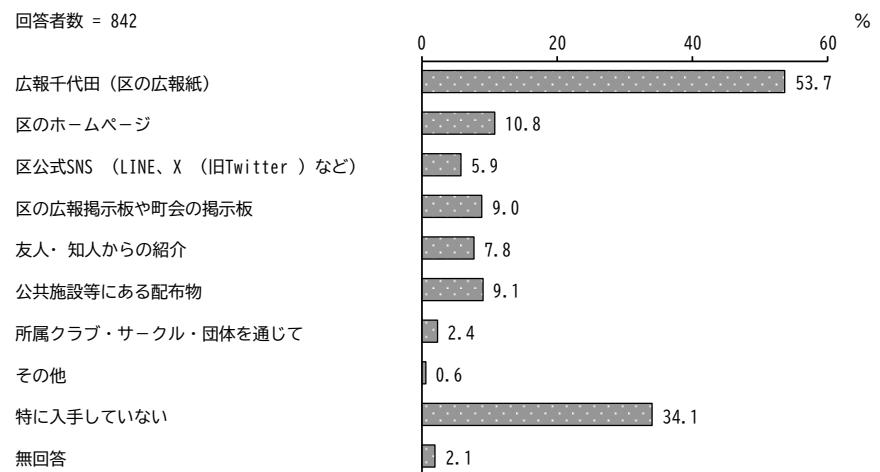
1年間のスポーツを支える活動の実施経験(問 24)



スポーツを支える活動を行わなかった理由(行っていない人限定)(問 24-2)



区内スポーツ情報の入手方法(問 26)



音声コード位置

6 子どもアイデアボード

本計画の策定にあたり実施した子どもアイデアボード(区民体育大会に訪れた子ども(中学生以下) 300 件)から、「やってみたいスポーツ」「こんなあそびがあつたらいいな」についての意見を掲載します。

【未就学児】

種目・スポーツ	件数
サッカー	18
スイミング(水泳、プール、泳ぐ)	14
ダンス	12
かけっこ(走るの、リレー)	6
バスケットボール(バスケ)	5
野球	5
体操	4
テニス	3
バドミントン	3
バレーボール(バレー)	2
ボール遊び(小さい子供ができるボールあそび)	2
ジャンプ	2
トランポリン	2
チアダンス	1
おにごっこ	1
スケート	1
ラグビー	1
砂遊び	1
相撲	1
メリーゴーランド	1
ピアノ	1
なわとび	1
鉄棒のうしろまわり	1
剣道	1
いろんなスポーツ	1

【小学校低学年】

種目・スポーツ	件数
水泳、スイミング	16
バスケットボール	13
サッカー	13
ドッヂボール	10
ダンス	7
野球	6
バレーボール	6
テニス	3
剣道	2
リレー	2
逃走中！(ハンター逃走中)	2
縄跳び(二重飛び)	2
バドミントン	1
スケート	1
ローラーブレード	1
体操	1
チアリーディング	1
のぼりぼう	1
ジャンケンおにごっこ	1
ドッヂビー	1
卓球	1
ピアノ	1
マラソン	1
一輪車	1
棒高跳び	1
小さい子といっしょにできること	1
みんなが楽しくあそべるあそび！	1
トランポリン	1
柔道	1
ゴールボール	1
勝ち負けなしのみんな楽しめるあそび	1
ゴルフ	1
ボウリング	1
空手	1

【小学校高学年】

種目・スポーツ	件数
ダンス	8
バスケットボール	5
バレーボール	5
バドミントン	4
空手	3
卓球	3
ドッヂボール	3
テニス	2
水泳	2
ろくむし	2
ドッヂビー	2
アーチェリー	2
体操	1
スケート	1
バレエ	1
剣道	1
ボウリング	1
ボッチャ	1
性別・体力を問わないスポーツ	1
てんか	1
縄跳び	1
柔道	1
スキー	1
おにごっこ	1

【中学生以上】

種目・スポーツ	件数
ダンス	2
つなひき	1
陸上	1
テニス	1
卓球	1
ボルダリング	1
Yoga	1

音声コード位置

第3期 千代田区スポーツ振興基本計画

令和8年3月

発行・編集 千代田区地域振興部生涯学習・スポーツ課

〒102-8688 千代田区九段南一丁目2番1号

電話:03-3264-2111(代表)

各 位

区立学校・園 卒業式及び入学式等について

のことについて、下記のとおり行いますので、お知らせいたします。

記

◆ 令和7年度卒業式等日程

区分	式名	実施日・開会時間
各保育園	卒園式	3月14日（土）午前10時
各幼稚園・こども園	修了式	3月18日（水）午前10時
各小学校	卒業式	3月25日（水）午前10時
各中学校		3月19日（木）午前10時
九段中等教育学校		3月 7日（土）午前10時

【会場】各園・各学校

◆ 令和8年度入学式等日程

区分	式名	実施日・開会時間
保育園	入園式	4月2日（木）午前10時
各幼稚園・こども園		4月9日（木）午前10時
各小学校	入学式	4月7日（火）午後 2時
各中学校		4月7日（火）午前10時
九段中等教育学校		4月6日（月）午後 2時

【会場】各園・各学校

【担当】

子ども支援課長 大松 雄一郎 内線7107
指導課長 上原 史士 内線7378

千代田区児童手当事務処理規則の一部改正について

1 改正理由

現在、児童手当認定通知書などの各種様式は、児童手当法に基づき千代田区児童手当事務処理規則において定められているが、令和 8 年 1 月 5 日に区の基幹業務システムを国の定める標準仕様に準拠したシステムに移行することに伴い、規則に定める様式を改正する必要がある。

2 改正対象

千代田区児童手当事務処理規則

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和 8 年 1 月 5 日

新旧对照表

○千代田区児童手当事務処理規則

第4号様式（第5条関係）

第4号様式（第5条関係）

様

年 第 号
月 日

千代田区長

印

認 定
児童手当 通知書
認定請求却下

とおり認定
年 月 日付で請求のありました児童手当については、次の
理由で請求を却下

しましたので通知します。

（審査請求等）

- この決定に不服がある場合には、原則としてこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都知事に対して審査請求することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、原則としてこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千代田区を被告として（訴訟において千代田区を代表する者は千代田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の審査請求をした場合には、原則として当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

認 定 に 関 す る 事 項	
1. 支給対象児童の数	（3歳未満） 人 （3歳以上） 人 （第3子以降） 人 計 人
2. 手当月額	（3歳未満） 円 （3歳以上） 円 （第3子以降） 円 計 円
3. 支給開始年月	年 月から
4. 支給対象児童に該当しない児童の氏名及びその理由	（ ）
却下した理由	（ ）
備考	

第4号様式（第5条関係）

第4号様式（第5条関係）

様

年 第 号
月 日

千代田区長

印

認 定
児童手当 通知書
認定請求却下

とおり認定
年 月 日付で請求のありました児童手当については、次の
理由で請求を却下

しましたので通知します。

（審査請求等）

- この決定に不服がある場合には、原則としてこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都知事に対して審査請求することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、原則としてこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千代田区を被告として（訴訟において千代田区を代表する者は千代田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の審査請求をした場合には、原則として当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

認 定 に 関 す る 事 項	
1. 支給対象児童の数	（3歳未満） 人 （3歳以上） 人 （うち第3子以降） 人 計 人
2. 手当月額	（3歳未満） 円 （3歳以上） 円 （うち第3子以降） 円 計 円
3. 支給開始年月	年 月から
4. 支給対象児童に該当しない児童の氏名及びその理由	（ ）
却下した理由	（ ）
備考	

第8号の2様式（第8条関係）		第8号の2様式（第8条関係）	
第8号の2様式（第8条関係）		第8号の2様式（第8条関係）	
年 月 日		年 月 日	
施設等所在地又は里親等住所地 設置者等の氏名（法人名等） 様		施設等所在地又は里親等住所地 設置者等の氏名（法人名等） 様	
千代田区長		千代田区長	
印		印	
児童手当 支給事由消滅通知書（施設等受給者用）			
次のとおり児童手当の支給事由が消滅しましたので通知します。 (審査請求等)			
<p>1 この決定に不服がある場合には、原則としてこの決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都知事に對して審査請求をることができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として審査請求をすることはできません）。</p> <p>2 この決定については、原則としてこの決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千代田区を被告として（訴訟において千代田区を代表する者は千代田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求をした場合には、原則として当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として処分の取消しの訴えを提起することができます）。</p>			
記			
1. 消滅した日		年 月 日	
2. 消滅の理由			
次のとおり児童手当の支給事由が消滅しましたので通知します。 (審査請求等)			
<p>1 この決定に不服がある場合には、原則としてこの決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都知事に對して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として審査請求をすることはできません）。</p> <p>2 この決定については、原則としてこの決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千代田区を被告として（訴訟において千代田区を代表する者は千代田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求をした場合には、原則として当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として処分の取消しの訴えを提起することができます）。</p>			
記			
1. 消滅した日		年 月 日	
2. 施設等の名称			
3. 施設等の種類			
4. 消滅の理由			

第12号の2様式 (第12条関係)

第12号の2様式 (第12条関係)

施設等の名称
施設等の種類
施設等所在地又は里親等住所地
設置者等の氏名 (法人名等) 様

年 第 月 号 日

千代田区長

印

未支払 児童手当 支給決定 通知書 (施設等受給者用)
請求却下

年 月 日付で請求がありました未支払児童手当の支給については、次のとおり
支給することに決定
しましたので通知します。

請求を却下

(審査請求等)

- この決定に不服がある場合には、原則としてこの決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都知事に對して審査請求することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として審査請求をすることができないになります。）。
- この決定に對しては、原則としてこの決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千代田区を被告として（訴訟において千代田区を代表する者は千代田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として処分の取消しの訴えを提起することができます）。

記

児童の氏名	住所	支払の内容	却下の理由
		支払期間 年 月分から 年 月分まで 支払金額 円 支払年月日 年 月 日 支払方法	
		支払期間 年 月分から 年 月分まで 支払金額 円 支払年月日 年 月 日 支払方法	
		支払期間 年 月分から 年 月分まで 支払金額 円 支払年月日 年 月 日 支払方法	
		合計 _____ 円	

第12号の2様式 (第12条関係)

第12号の2様式 (第12条関係)

施設等の名称
施設等の種類
施設等所在地又は里親等住所地
設置者等の氏名 (法人名等) 様

年 第 月 号 日

千代田区長

印

未支払 児童手当 支給決定 通知書 (施設等受給者用)
請求却下

年 月 日付で請求がありました未支払児童手当の支給については、次のとおり
支給することに決定
しましたので通知します。

請求を却下

(審査請求等)

- この決定に不服がある場合には、原則としてこの決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都知事に對して審査請求することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として審査請求をすることができないになります。）。
- この決定に對しては、原則としてこの決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千代田区を被告として（訴訟において千代田区を代表する者は千代田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として処分の取消しの訴えを提起することができます）。

記

児童の氏名	生年月日	支払の内容	却下の理由
		支払期間 年 月分から 年 月分まで 支払金額 円	
		支払期間 年 月分から 年 月分まで 支払金額 円	
		支払期間 年 月分から 年 月分まで 支払金額 円	
		支払期間 年 月分から 年 月分まで 支払金額 円	
		支払期間 年 月分から 年 月分まで 支払金額 円	
		合計 _____ 円	

第16号様式（第14条関係） 第16号様式（第14条関係） 年 月 日 住所（法人である場合は、主たる事務所の所在地） 氏名（法人名等） 様 千代田区長 印		第16号様式（第14条関係） 第16号様式（第14条関係） 年 月 日 住所（法人である場合は、主たる事務所の所在地） 氏名（法人名等） 様 千代田区長 印																																	
児童手当に係る学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書																																			
児童手当法第21条 第1項 の規定に基づく申出のあった費用について、下記のとおり、 第2項 児童手当から徴収する（支払う）ことといたしますので通知します。		児童手当法第21条 第1項 の規定に基づく申出のあった費用について、下記のとおり、 第2項 児童手当から徴収する（支払う）ことといたしますので通知します。																																	
記																																			
徴収（支払）の内容																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">児童の氏名</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">児童手当から徴収する（支払う）費用</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">徴収期間</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>				児童の氏名	児童手当から徴収する（支払う）費用	徴収期間	備考																												
児童の氏名	児童手当から徴収する（支払う）費用	徴収期間	備考																																
1. 児童の氏名 2. 徴収（支払）の内容																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">児童手当の支払期月</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">児童手当から徴収する（支払う）費用</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">徴収（支払）額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>				児童手当の支払期月	児童手当から徴収する（支払う）費用	徴収（支払）額																													
児童手当の支払期月	児童手当から徴収する（支払う）費用	徴収（支払）額																																	

第17号様式（第15条関係）

第17号様式（第15条関係）

第
号
年
月
日

住所（法人である場合は、主たる事務所の所在地）
氏名（法人名等）

様

千代田区長 印

保育料特別徴収通知書

児童手当法第22条の規定により、保育料の特別徴収額を下記のとおり決定（変更）したので通知します。

記

1. 対象児童

児童の氏名

2. 徴収内容

児童手当支払期日	特別徴収する保育料の額	摘要
年 月分	円 (月分保育料)	

（審査請求等）

- この決定に不服がある場合には、原則としてこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千代田区長に対して審査請求することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、原則としてこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千代田区を被告として（訴訟において千代田区を代表する者は千代田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の審査請求をした場合には、原則として当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第17号様式（第15条関係）

第17号様式（第15条関係）

第
号
年
月
日

住所（法人である場合は、主たる事務所の所在地）
氏名（法人名等）

様

千代田区長 印

保育料特別徴収決定通知書

児童手当法第22条の規定により、児童手当から、保育料を特別徴収の方法により下記のとおり徴収することと決定したので通知します。

記

1. 対象児童

児童の氏名

2. 徴収内容

児童手当の支払期月	特別徴収する保育料の額	摘要
年 月分	円 (月分保育料)	

（審査請求等）

- この決定に不服がある場合には、原則としてこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千代田区長に対して審査請求することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、原則としてこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千代田区を被告として（訴訟において千代田区を代表する者は千代田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の審査請求をした場合には、原則として当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

物価高対応子育て応援手当について

1 趣旨・背景等

国は、物価高の影響が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し子どもたちの健やかな成長を応援する観点から、0歳から高校3年生までの子どもたち1人あたり2万円を「物価高対応子育て応援手当」として所得制限を設けず支給することとした。これを踏まえ千代田区においても本手当の支給に向けて準備を開始するところである。

2 支給対象児童

- (1) 基準日（令和7年9月30日）時点で児童手当の支給対象児童である平成19年4月2日以降に生まれた児童
- (2) 新生児（令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に生まれた児童）

3 支給対象者

支給対象児童を養育する区内に在住する父母等

4 申請の要否

原則申請不要（プッシュ型支給）。ただし、以下の者については申請が必要となる。

- (1) 基準日時点の公務員（所属庁から児童手当を支給されている者）
- (2) 新生児に係る児童手当の受給者
- (3) 基準日以降の離婚等により新たに児童手当の受給者となった方

5 事業スケジュール

○事業周知　　：広報千代田1月5日号およびHPにて周知

○支給

《プッシュ型支給者の場合》

- ・案内送付　：2月上旬
- ・支給予定日：3月中旬

《要申請者の場合》

- ・申請受付開始：2月上旬
- ・支給予定　　：3月中旬より随時
- ・申請期限　　：4月末

6 備考

給付費・事務費ともに全額国庫補助金にて充当予定。

令和7年度こども誰でも通園制度試行的事業申込み状況報告

1. 実施内容

- (1) 利用期間：令和8年1月から3月まで
- (2) 利用方法：月一定時間（10時間）、定期利用、利用料（無料）
- (3) 対象児童：①令和8年1月時点で生後0歳6か月から満3歳未満であること。
②令和8年1月時点で、保育所等に在籍していないこと。
③区内に居住し、かつ、住民登録をしていること。
- (4) 利用者申込期間：令和7年11月20日～12月1日
- (5) 申込み・予約方法：申込みは千代田区ポータルサイトにて行い、予約（事前面談含む）等に関しては、国の総合支援システムを利用する。

2. 歳児別利用者数

	0歳児	1歳児	2歳児	計
申込受付数	19名	15名	2名	36名
利用者決定数	4名	14名	2名	20名

※抽選により利用者を決定

3. 実施施設及び施設別利用者数

施設名	クレアナーサリー市ヶ谷	あい・ぽーと「小さな家」麹町	千代田せいが保育園	区立いずみこども園	区立昌平幼稚園	神田寺幼稚園
定員 (月あたり)	1歳児：36名	1歳児：4名	0歳児：1名 1歳児：1名 2歳児：1名	1歳児：4名 2歳児：3名	2歳児：4名	0歳児：3名 1歳児：4名 2歳児：4名
利用希望者数（第一希望）	1名	4名	0歳児：8名 1歳児：1名 2歳児：0名	1歳児：6名 2歳児：1名	0名	0歳児：11名 1歳児：3名 2歳児：1名
利用者決定数	1名	4名	0歳児：1名 1歳児：1名 2歳児：0名	1歳児：4名 2歳児：1名	0名	0歳児：3名 1歳児：4名 2歳児：1名

※定員で示している歳児は、令和7年4月1日時点の年齢

事業所内保育所の閉所について

1 施設概要

- (1) 施設名 ゆうてまち保育園
- (2) 所在地 東京都千代田区大手町2丁目3-1 大手町プレイス2F
- (3) 類型 事業所内保育所
- (4) 事業者 株式会社ポピinzエデュケア
- (5) 定員 従業員枠19名、区民枠7名
(12月1日現在 従業員枠3名、区民枠8名在籍)

2 経緯

- (1) 上記施設は、日本郵政株式会社の従業員が優先して利用できる事業所内保育所として、株式会社ポピinzエデュケアにより令和元年4月1日に開設された。
- (2) 株式会社ポピinzエデュケアは日本郵政株式会社の所有する物件を賃借し、施設を運営している。

3 閉所日

令和9年3月31日

4 閉所理由

- (1) 開設当初は従業員枠に10人前後の児童が在籍していたが、令和7年12月1日時点では3名のみの在籍にまで落ち込んでいる。
- (2) 日本郵政株式会社は従業員枠の在籍数減少を理由とし、令和9年3月31日で株式会社ポピinzエデュケアとの契約を終了することを決定した。
- (3) 株式会社ポピinzエデュケアは、日本郵政株式会社が契約終了を決定したことを受け、令和9年3月31日をもって保育所の閉所を決定した。